2026年度 第3回　常時募集

県営住宅入居申込案内書

先 着 順 受 付

2026年11月2日（月）から2027年2月26日（金）まで

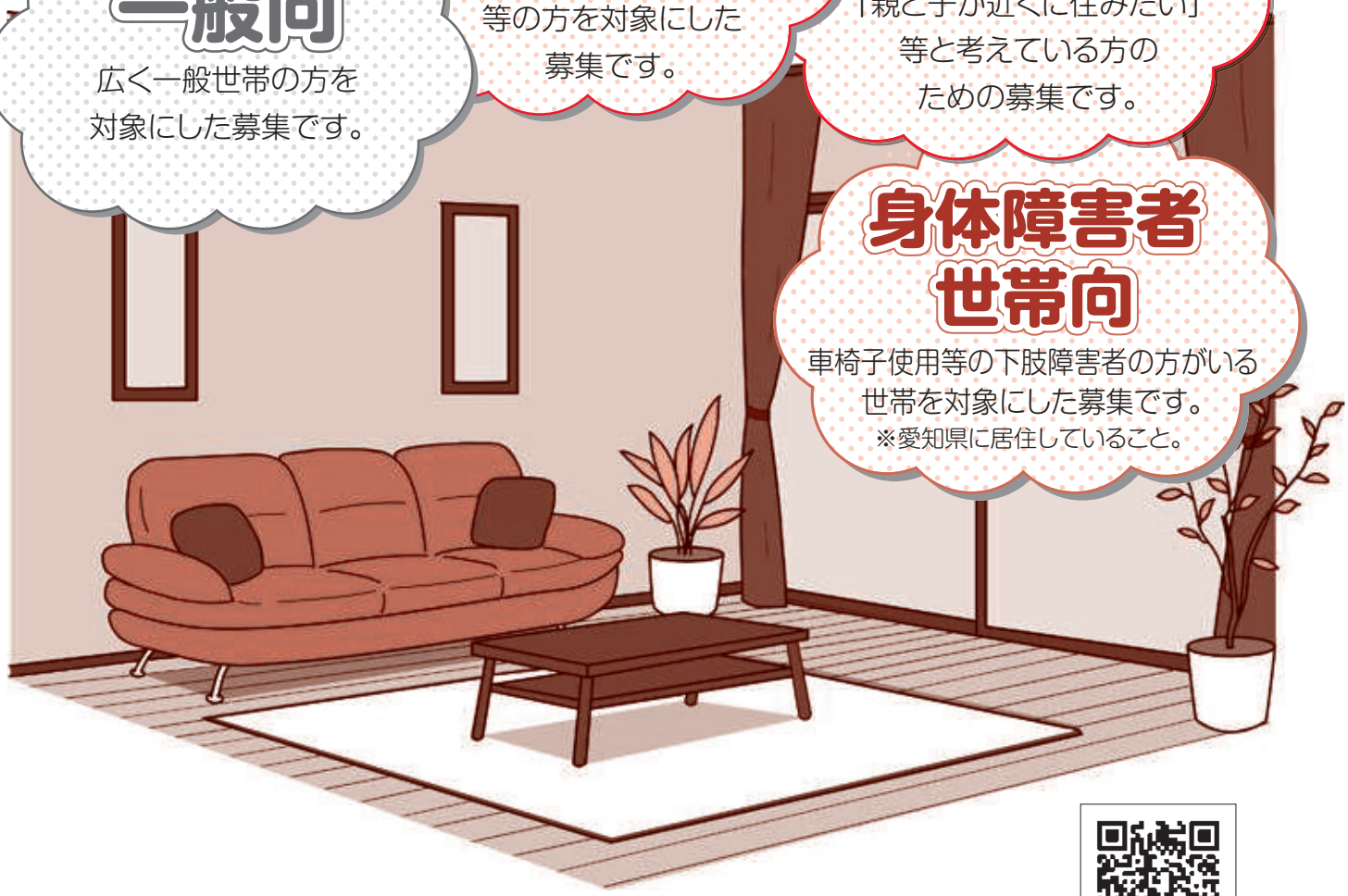
連帯保証人は不要です。（緊急連絡先は必要です。）

一般向
広く一般世帯の方を対象にした募集です。

福祉向
母子世帯・心身障害者世帯・高齢者世帯・子育て世帯等の方を対象にした募集です。

近居向
現在、離れて暮らしている「親と子が近くに住みたい」等と考えている方のための募集です。

身体障害者世帯向
車椅子使用等の下肢障害者の方がいる世帯を対象にした募集です。
※愛知県に居住していること。



愛知県／愛知県住宅供給公社

スマートフォンからもご覧いただけます。
上記のQRコードをご活用ください。

県営住宅とは

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方が、健康で文化的な生活を営めるように低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として国の補助を受けて建設されたものです。

そのため、入居者の皆様には、**一般の民間賃貸住宅にはない手続き**などをお願いしています。

その点をよくご理解のうえ、お申込みください。

家賃は入居者の方の所得等に応じて決まります

入居者の方の所得や人数等を毎年度申告する必要があります。
また、入居者に異動がある場合などの届出が必要です。

ペットは飼育できません

犬・猫などペットの飼育は固くお断りしています。

各団地自治組織として自治会があります

秩序ある住みよい団地とするため、入居者の皆さんの自治組織として自治会がありますので加入してください。入居者の方には、清掃等の自治会活動に参加していただくほか、自治会費（共益費）を自治会にお支払いください。
（共益費の一部を附帯設備使用料として県にお支払いいただく団地もあります。）

★初期費用★

敷金として家賃の3か月分の支払いが必要です。
一部の住宅には浴槽・風呂釜がなく、入居者の方の費用負担による設置が必要な場合があります。

★注意事項★

住宅内の設備や備品等は、前入居者から引き続き使用していただいており、**必要修繕のみ**を実施した状態ですのでご承知ください。
一部の住宅を除き、**網戸、湯沸かし器、照明器具等**は設置していません。
退去時には**退去修繕費**の支払いが必要です。

県営住宅内では、様々な方との集団生活となります。
ルールを守り、お互いに思いやり、協力して、
毎日明るく楽しい生活ができるように努力しましょう。

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

目次

募集の概要・申込方法 ―― 2～9
申込資格 ―― 10～13
住宅の家賃について ―― 14
入居収入基準 ―― 15・16
収入基準早見表 ―― 17・18
収入基準の計算例 ―― 19
申込みに必要な書類 ―― 20～22
入居決定通知・資格喪失 ―― 23
水道・電気・ガス等
家賃等の支払いについて・共益費・注意事項 ―― 24
連絡員について・県営住宅の収入基準を超えた方 ― 25・26
入居申込書記入例 ―― 27・28
募集住宅一覧表 ―― 29～51
定期募集追加受付について ―― 52
県営住宅の浴槽設備について ―― 53
各種様式 ―― 54
案内書配布場所 ―― 55
About Foreigners Support Desk ―― 56
（外国人サポートデスクについて）
お問い合わせ及び受付場所・案内図 ―― 57・58

募集の概要

	申込区分		募　集　対　象
常時募集	普通県営住宅	一般向	一般の世帯向
		福祉向	愛知県内に居住している、母子世帯・高齢者世帯・心身障害者世帯・子育て世帯等の方
		近居向	現在離れて暮らしている「親世帯と子世帯が近くに住みたい」等と考えている方
		身体障害者世帯向	愛知県内に居住しており、かつ、入居申込みの家族の中に車椅子使用等の下肢障害者の方がいる世帯
	特別県営住宅		世帯収入が15万8千円（月額）を超えるために上記の普通県営住宅を申込みできない方

●申込受付期間　2026年11月2日(月)から2027年2月26日(金)まで(土・日・祝日を除きます。)
●申込受付時間　午前9時～午後5時15分

1．募集住宅（戸数限定）は、先着順に受付をし、募集戸数に達し次第受付終了となります。ただし、新たに発生した募集可能な空家を追加する場合などもありますので、詳しくは管轄する住宅管理事務所又は支所等へお尋ねください。

2．常時募集（戸数限定を除く）は、現在空家のある住宅及び今後の空家発生が予想される住宅について、先着順に受付をし、居住可能な空家が発生した場合に受付順位に従って入居をしていただくもので、いわゆる**「空家待ち」**となります。
　したがって住宅によっては、**入居できるまでに相当な期間がかかる場合もあります**ので、あらかじめご承知ください。

3．募集住宅は、既設住宅であり建設後の年数も経過していることから、壁の汚れ等、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。

4．火災等による緊急入居や、不測の事態が生じた場合には、募集住宅及び募集戸数に変更が生じることがあります。

● **申込資格の有無等は、すべての書類を提出していただいてから最終的に判断します。**
ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いため、受付の可否の判定ができないことがあります。後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なる場合もあります。

※「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の入居につきましては、各住宅管理事務所又は支所等へお問い合わせください。

申込方法

常時募集（先着順受付）の申込みは、申込区分ごとに**1世帯1住宅（1戸のみ）**とします。

申込書に**必要事項を記入**（27･28ページ参照）し、**必要書類**（20～22ページ参照）**を添付**のうえ、**受付場所**（57･58ページ参照）**に直接持参**（福祉向に申込みされる場合のみ郵送でも可　※ただし、必要書類等に不備のある場合は受付できません。）してください。

なお、福祉向に申込みされる

- 母子世帯、父子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯の方で、世帯全員の住民票、戸籍謄本、各種公的証明手帳で資格が確認できない世帯の場合は、居住地を管轄する市の福祉事務所（名古屋市内の方は区の福祉事務所）、町村役場の福祉担当課で、県営住宅入居申込書に資格証明を受けてください。
- 精神障害者世帯の方で、各種公的証明手帳で資格が確認できない世帯の場合は、居住地を管轄する市町村役場の福祉担当課（名古屋市内の方は保健センター）で、県営住宅入居申込書に資格証明を受けてください。
- 炭鉱離職者世帯の方は居住地を管轄する公共職業安定所で、県営住宅入居申込書に資格証明を受けてください。

この案内書の受付初日に希望される住宅へ複数の申込者があった場合、申込順位を決める抽選を行います。

受付初日の午前9時から午前9時10分までに受付場所に集合された方を抽選の対象とします。
（午前9時以前から受付をお待ちの方も、午前9時10分までに集合された方も扱いは同じです。先に来られたからといって順番の優劣はありません。）

受付初日の午前9時10分を過ぎて来所された方につきましては、通常どおり先着順で受付を行います。

福祉向申込について

郵送申込みされた場合、直接受付場所へ来所された方が先の順位となりますので、ご承知ください。

① 一般向・近居向募集への郵送による申込みは、いかなる理由にかかわらず一切受付しません。
② 直接持参の申込みは、間違いを生じないよう、**申込者本人か同居親族の方が受付場所にお越しください。**やむを得ない場合は親族などの代理人の方でも構いません。
③ 申込みに際し、棟・階数・部屋番号等の指定はできません。
④ 申込みされる**住宅の地区により、受付場所が異なります**のでご注意ください。（57･58ページ参照）
⑤ 申込み後に住宅を変更することはできません。
⑥ 近居向募集に単身で申込みされる方（常時介護を必要とする方は除く。）は、必ず入居申込者本人（常時介護を必要とする方は代理人可）が受付場所に直接お越しください。
⑦ 近居向募集に二世帯で申込みされる場合は、同時に申込み書類を提出してください。
また、この場合、片方の世帯が申込資格に適合しないときは、もう片方の世帯も申込みできません。

Xin lưu ý khi đăng kí: Không chấp nhận việc nuôi hoặc mang thú cưng như chó, mèo hoặc chim chóc... vào nhà của Tỉnh.
(Ngoại trừ Chó dẫn đường dành cho người khiếm thị).

HƯỚNG DẪN ĐĂNG KÍ CHUNG

ベトナム語 Tiếng Việt

	Phân loại đăng kí		Đối tượng đăng kí
Đăng kí quanh năm	Nhà Tỉnh thông thường	Nhà thông thường	Các hộ gia đình thông thường
		Nhà phúc lợi	Các hộ gia đình bố mẹ đơn thân, hộ gia đình có người cao tuổi, hộ gia đình có người khuyết tật, hộ gia đình đang nuôi con nhỏ...đang sinh sống trong tỉnh Aichi
		Nhà ở gần nhau	Hộ gia đình có bố mẹ và con cái đang sống riêng biệt và có mong muốn ở gần nhau, v.v.
		Nhà dành cho hộ gia đình người khuyết tật	Hộ gia đình đang sinh sống trong tỉnh Aichi có thành viên đăng kí vào nhà bị khuyết tật chi dưới phải sử dụng xe lăn
	Nhà Tỉnh đặc biệt		Những hộ gia đình không thể đăng kí vào Nhà Tỉnh thông thường trên đây vì có thu nhập vượt quá 158.000 yên (khoản thu nhập theo tháng)

※Thông tin cụ thể về tư cách đăng kí xin tham khảo trang 10~13

●**Thời hạn tiếp nhận đăng kí　Ngày 2 tháng 11 năm 2026 (Thứ hai) ～ Ngày 26 tháng 2 năm 2027 (Thứ sáu)**
●**Thời gian tiếp nhận hồ sơ　Buổi sáng 9 giờ ～ Buổi chiều 5 giờ 15 phút　※Trừ Thứ bảy, Chủ nhật, Ngày lễ**

1. **Việc đăng kí thuê nhà (số lượng phòng có hạn) sẽ được tiếp nhận theo thứ tự, sẽ ngưng tiếp nhận khi số phòng đăng tuyển đã đạt đủ hồ sơ đăng kí. Tuy nhiên có khả năng có thêm những nhà trống được đăng tuyển mới nên thông tin cụ thể xin trao đổi với Văn phòng quản lý nhà ở có thẩm quyền hoặc các Văn phòng chi nhánh.**
2. Đăng kí quanh năm (trừ việc đăng kí nhà số lượng phòng có hạn) thì những nhà hiện tại đang trống và những nhà trống dự kiến phát sinh sẽ được tiếp nhận hồ sơ theo thứ tự, nếu có nhà trống thì sẽ vào nhà theo thứ tự tiếp nhận hồ sơ, nói cách khác là sẽ **[Chờ nhà trống]**
 ☞Vì vậy, xin hiểu rõ rằng tùy thuộc vào tòa nhà mà **sẽ mất một khoảng thời gian để có thể vào nhà.**
3. **Các tòa nhà được đăng tuyển trong quyển danh sách là những tòa nhà có sẵn và đã trải qua nhiều năm sau khi được xây dựng nên có những chỗ không thể sửa chữa được như các vết bẩn trên tường... Xin thông cảm về điều này.**

● Việc có tư cách đăng kí hay không sẽ được quyết định sau khi nộp tất cả hồ sơ cần thiết. Với các trường hợp chỉ xác nhận thông qua một phần hồ sơ hoặc thông qua trao đổi bằng lời nói thì khó có thể đưa ra quyết định có thể tiếp nhận hồ sơ được hay không. Vì thế, khi nộp hồ sơ để xem xét có khả năng kết quả sẽ khác với lúc đã trao đổi.

CÁCH THỨC ĐĂNG KÍ

Đối với hình thức Đăng kí quanh năm (tiếp nhận hồ sơ theo thứ tự) thì **1 gia đình chỉ được đăng kí 1 nhà (chỉ 1 hộ)** tại mỗi phân loại đăng kí.
Xin hãy **điền thông tin cần thiết** vào đơn đăng kí (tham khảo trang 27-28), **kèm theo những hồ sơ cần thiết** (tham khảo trang 20~22), và **mang trực tiếp đến văn phòng tiếp nhận hồ sơ** (tham khảo trang 57-58) (Với những trường hợp đăng kí Nhà phúc lợi thì tùy theo từng trường hợp cũng có thể gửi hồ sơ bằng đường bưu điện.)

Thêm nữa, khi đăng kí Nhà phúc lợi xin hãy mang kèm theo giấy Xác nhận tư cách theo như dưới đây để đăng kí:
- Hộ gia đình mẹ đơn thân, Hộ gia đình bố đơn thân, Hộ gia đình người cao tuổi, Hộ gia đình người khuyết tật, Hộ gia đình có người thiểu năng trí tuệ, nếu không thể xác nhận tư cách thông qua giấy cư trú của toàn bộ thành viên, hoặc bản sao sổ hộ khẩu (koseki-tohon), hoặc các giấy chứng nhận của cơ quan hành chính thì có thể xin giấy Xác nhận tư cách tại Phòng phụ trách về vấn đề phúc lợi của Văn phòng phúc lợi thành phố nơi mình sinh sống (Trong thành phố Nagoya sẽ đến Văn phòng phúc lợi của quận).
- Hộ gia đình có người bệnh về thần kinh nếu không thể xác nhận tư cách thông qua các giấy chứng nhận của cơ quan hành chính thì có thể xin giấy Xác nhận tư cách tại Phòng phụ trách về vấn đề phúc lợi của thành phố nơi mình sinh sống (Trong thành phố Nagoya xin liên hệ Trung tâm y tế (Hoken Center)).

Trong ngày đầu tiên tiếp nhận hồ sơ của quyển hướng dẫn này nếu số lượng hồ sơ đăng kí vào các tòa nhà quá nhiều thì sẽ tiến hành bốc thăm để quyết định thứ tự tiếp nhận hồ sơ đăng kí.
Đối tượng bốc thăm số thứ tự là những hồ sơ đăng kí tại văn phòng trong buổi tiếp nhận hồ sơ ngày đầu tiên từ 9 giờ đến 9 giờ 10 phút sáng.
(Các hồ sơ chờ tiếp nhận từ trước 9 giờ sáng cũng giống như những hồ sơ chờ tiếp nhận cho đến 9 giờ 10 phút. Sẽ không có sự ưu tiên thứ tự bởi vì đã đến trước.)
Các hồ sơ đăng kí tại văn phòng sau 9 giờ 10 phút sáng trong ngày tiếp nhận hồ sơ đầu tiên sẽ được tiếp nhận theo thứ tự trước sau giống như thông thường.
Về việc đăng kí Nhà phúc lợi xin hiểu rõ rằng nếu đăng kí bằng đường bưu điện thì các hồ sơ đăng kí trực tiếp tại văn phòng sẽ được tính là có thứ tự trước.

① Việc đăng kí Nhà thông thường, Nhà ở gần, bất kể là vì lí do gì thì cũng sẽ không tiếp nhận hồ sơ đăng kí gửi bằng đường bưu điện.
② **Người đăng kí hoặc thành viên gia đình hãy mang hồ sơ trực tiếp đến văn phòng đăng kí.**
③ Khi đăng kí sẽ không được lựa chọn số tòa, số tầng, số phòng...
④ Tùy thuộc vào **khu vực của tòa nhà được đăng kí mà Văn phòng tiếp nhận hồ sơ sẽ khác nhau** nên xin chú ý. (Tham khảo trang 57-58)
⑤ Không thể thay đổi tòa nhà sau khi đã đăng kí.
⑥ Trường hợp đăng kí Nhà ở gần nếu cả hai hộ gia đình là hộ gia đình bố mẹ và hộ gia đình con cái đồng thời cùng đăng kí thì cần nộp hồ sơ cùng lúc.
Nếu một trong hai bộ hồ sơ không phù hợp để đăng kí vào nhà thì bộ hồ sơ còn lại cũng không thể đăng kí vào nhà được.

आइची केनको ज्यूताकुमा कुकुर बिरालो जस्ता पाल्तु जनावर पाल्न शक्त मनाही गरिएको छ।
आवेदन दिन सोची रहनुभएको व्यक्तिहरुले बिशेष ध्यान दिनुहोस। (तालिम प्राप्त कुकुर बाहेक)

आवेदनको लागि सामान्य गाईड

ネパール語 नेपाली

	आवेदनको वर्गीकरण		योग्य आवेदकहरु
सदावहार योग्य आवेदन	साधारण प्रिफेक्चुरल आवास	सामान्य	सामान्य परिवार
		कल्याणकारी	आइचिकेन भित्र बसोवास गरिरहनुभएको एकल अभिभावक・वृद्ध-वृद्धाको परिवार・शारीरिक/मानशिक अपाङ्गता भएको परिवार・बच्चा भएको परिवार आदि
		परिवार नजिक बस्ने	हाल बसोबास गरिरहनुभएको आमाबुबा र बच्चाहरू बिचको दूरी टाढा भई, एक अर्कासंग नजिक बस्न खोजिरहनु भएको परिवार आदि
		शारीरिक अपाङ्गताको परिवार	आइची केन भित्र बसोबास गर्नुहुने आवेदक अथवा परिवारमा ह्वीलचेयर प्रयोगकर्ता साथै शारीरिक अपाङ्गता सदस्य भएको परिवार
	विशेष प्रिफेक्चुरल आवास		पारिवारिक आय 15 मान 8 हजार (मासिक आय) भन्दा बढी भई साधारण प्रिफेक्चुरल आवासमा आवेदन अयोग्य व्यक्ति

※आवेदन वर्गीकरण अनुसार आवश्यक शर्तहरुको विस्तृत विवरणको लागि पेज 10 बाट 13 सम्म हेर्नुहोस।

- **आवेदन दिने अवधि　2026 साल 11 महिना 2 गते（सोमबार）～ 2027 साल 2 महिना 26 गते（शुक्रबार）**
- **आवेदनको समय　9：00 ～ 17：15　※ शनिबार・आइतबार र सरकारी बिदा बाहेक**

1. **आवेदन योग्य ज्यूताकुहरू (संख्याहरु सिमित) मा पहिले कागजपत्र पूर्ण रुपमा बुझाउन सक्ने व्यक्ति बाट पालैपालो आवेदन लिइनेछ र आवेदन ज्यूताकुको संख्या पुग्ने बित्तिकै बन्द गरिनेछ। तथापि, आवेदन योग्य कोठाहरु थपिएको अवस्थाहरू पनि हुन सक्छन् । त्यसैले कृपया विस्तृत विवरणको लागि नजिकैको आवास व्यवस्थापन कार्यालय वा शाखा कार्यालयमा सम्पर्क गर्नुहोस्।**
2. सदावहार आवेदन योग्य (सिमित संख्या बाहेक) ज्यूताकुमा हाल खालि भएको ज्यूताकु साथै भविष्यमा खाली हुन सक्ने संभावना भएको ज्यूताकु सम्बन्धिमा, पहिले कागजपत्र पूर्ण रुपमा बुझाउन सक्ने व्यक्ति बाट पालैपालो आवेदन लिइनेछ र बस्न योग्य खालि कोठाको तयारी भएपछी, आवेदनको पालो अनुसार कोठा सर्ने प्रकृया पुरा गराइनेछ। अर्को शब्दमा「**खालि कोठा कुर्ने**」भनिन्छ।
☛ज्यूताकु अनुसार आवेदन दिनुभए पछि **कोठा सर्ने प्रकृयामा लामो समय सम्म कुर्नु पर्ने पनि हुन सक्छ** राम्रोसंग बुझेर भर्नुहोस्।
3. **हाल आवेदन योग्य ज्यूताकुमा सूचिवद्ध घरहरु निर्माण भएको धेरै वर्ष बितिसकेको छ, साथै कोठाको भित्तामा स-साना कालो दागहरु र मर्मत गर्न नसकिने भागहरु पनि हुन सक्छ कृपया, बुझेर मात्र फारम भर्नुहोस्।**

● सम्पूर्ण कागजातहरु पेश गरिसक्नु भएपछि, आवेदनको योग्यताको बारेमा चेक गरिइनेछ। परामर्शको चरणमा, अक्सर मौखिक रूपमा वा केही कागजातहरूको बारेमा प्रश्नहरू सोध्न पनि सकिनेछ। साथै , आवेदनको नतिजा सक्षम नहुन पनि सक्नेछ।

आवेदन दिने तरिका

सदावहार योग्य (पहिले आउने लाई पहिलो प्राथमिकता) आवेदनको वर्गीकरण अनुसार **1 परिवार 1 घर** मात्र आवेदन दिन पाइने छ।
आवेदन फारममा **आवश्यक विवरणहरु** (पेज 27.28 हेर्नुहोस) **लेखि**, **आवश्यक कागजपत्रहरु** (पेज 20~22 हेर्नुहोस) **संलग्न** गरि **सम्बन्धित काउन्टर** (पेज 57.58 हेर्नुहोस) मा **आवेदक स्वयंले लगेर** (कल्याणकारी कोटामा आवेदन दिनुहुनेलाई अवस्था हेरी हुलाक मार्फत पनि पठाउन सकिईनेछ) पेश गर्नुहोस।

साथै, आइची केनको ज्यूताकुको कल्याणकारी कोटामा आवेदन दिन चाहनुहुनेहरु कृपया, तपाइको आवेदनको योग्यताको लागि तल उल्लेखित प्रमाणपत्रहरु पनि साथमा संलग्न गर्नुहोस
・एकल आमा-बुवाको परिवार, वृद्ध-वृद्धाको परिवार・शारीरिक अपाङ्गता・बौद्धिक अपाङ्गता भएको परिवारले आवेदनको योग्यताको लागि ज्यूमिनह्योउ साथै पारिवारिक अवस्था पुष्टि गराउने आधिकारिक प्रमाणपत्रहरु पेश गराउन पर्नेछ। यदि प्रमाणपत्र साथमा नभएको खण्डमा, बसोबास नजिकको वडा कार्यालयको कल्याणकारी सेवा विभाग (नागोया शहरमा बस्नुहुन्छ भने कल्याणकारी अफिस) मा सम्पर्क गार्नुहोस।
・मानसिक　रूपमा असक्षम भएको परिवारले आवेदनको योग्यताको लागि पारिवारिक अवस्था पुष्टि गराउने आधिकारिक प्रमाणपत्रहरु पेश गराउन पर्नेछ। यदि प्रमाणपत्र साथमा नभएको खण्डमा, बसोबास नजिकको वडा कार्यालयको कल्याणकारी सेवा विभाग (नागोया शहरमा बस्नुहुन्छ भने स्वास्थ्य केन्द्र) मा सम्पर्क गार्नुहोस।

आवेदन शुरु हुने पहिलो दिन आवेदकहरुको संख्या अनुसार आवेदनको क्रम निर्धारण गर्न चिठ्ठा आयोजिना गरिनेछ।
रिसेप्शनको पहिलो दिन बिहान 9:00 बजेदेखि 9:10 बजेसम्म भेला हुनेहरूलाई चिठ्ठामा प्रवेश गरिनेछ।
बिहान 9:00 बजे भन्दा अगाडि आइपुगेर कुर्नेहरुलाई पनि बिहान 9:10 बजे आइपुग्नेहरू समान लिइनेछ। पहिले आएर कुर्दैमा आवेदन दिने पालोमा कुनै प्राथमिकता दिइनेछैन।
आवेदन शुरु हुने पहिलो दिन बिहान 9 बजेर 10 मिनेट भन्दा पछि आउने व्यक्तिहरुलाई भने सधैझै, पहिले आउने लाई पहिलो प्राथमिकता अनुसार आवेदन लिइने छ।
कल्याणकारी कोटाको आवेदनको बारेमा
कृपया, ध्यान दिनुहोस् कि यदि हुलाक मार्फत आवेदन पठाउनु भएको छ भने पनि, पहिलो दिन बिहान कागजहरु प्रतक्ष्य बुझाउन आउनेहरूलाई पहिलो प्राथमिकता दिइनेछ।

1. सामान्य・परिवार नजिक बस्ने कोटामा आवेदन दिदा जस्तो सुकै कारण भएपनि हुलाक द्वारा पठाईएको आवेदन स्वीकार गरिने छैन।
2. **कृपया, आवेदक स्वयं वा संगै बस्ने परिवारको सदस्य आएर आवेदन बुझाउनुहोस।**
3. आवेदन दिँदा, तपाईंले भवन, तल्ला नम्बर, कोठा नम्बर, आदि रोज्न पाउनु हुने छैन।
4. कृपया, ध्यान दिनुहोस् कि तपाईंले आवेदन दिन खोज्नु भएको **ज्यूताकुको क्षेत्रअनुसार आवेदन स्थल फरक हुनेछ**। (पेज 57.58 हेर्नुहोस)
5. तपाईंले आवेदन दिएपछि ज्यूताकु परिवर्तन गर्न सक्नुहुने छैन ।
6. यदि परिवार नजिक बस्ने कोटामा आमाबाबु र बच्चाहरूले एकै समयमा आवेदन दिदै हुनुहुन्छ भने कृपया, यो बुझ्नुहोस् कि सम्पूर्ण कागजातहरु पेश गरिसक्नु भएपछि, आवेदनको योग्यताको बारेमा चेक गरिइने क्रममा एक परिवारको आवेदन कुनै कारण बस रद्द भएमा अर्को परिवारको आवेदन पनि स्वत रद्द ठहरिनेछ।

É proibido a criação de animais de estimação como cães, gatos, pássaros, entre outros, nas Habitações da Província (exceto cães-guia).
Portanto, solicitamos atenção especial antes de efetuar a inscrição.

Visão geral para a inscrição

ポルトガル語 Português

	Classificação da Inscrição		Quem pode se inscrever
Inscrição anual	Habitação comum da Província	Geral	Famílias em geral
		Bem-estar social	Famílias de mães solteiras, Famílias de idosos, Famílias com deficientes físicos ou mentais, Famílias com crianças anteriores a idade escolar, entre outros residentes na Província de Aichi
		Morar nas proximidades	Famílias de pais e filhos que atualmente moram distantes e desejam morar nas proximidades, entre outros motivos
		Famílias com pessoas portadores de deficiência física.	Família composta de pessoa portadora de deficiência física dos membros inferiores e que necessitam do uso de cadeira de rodas, residente na Província de Aichi.
	Habitação especial da Província		Famílias cuja renda familiar exceda ¥158.000/mês (valor deduzido)

*Vide as págs.10~13 para maiores detalhes sobre os requisitos para a inscrição.

●Período de inscrição:2/Novembro/2026 (Segunda-feira) ~ 26/Fevereiro/2027 (Sexta-feira)
●Horário:9:00h ~ 17:15h *Exceto sábados, domingos e feriados.

1. As inscrições (vagas limitadas) para a Classificação Geral e Bem-estar social serão aceitas conforme a ordem de inscrição e, encerradas ao atingir a quantidade de vagas disponíveis. No entanto, podem ocorrer casos de surgimento de novas vagas. Para maiores detalhes, favor consultar o Escritório de Administração Habitacional da jurisdição competente.
2. A inscrição anual (Geral・Bem-estar social・Morar nas proximidades) diz respeito as habitações disponíveis atualmente ou as que podem ter vaga no futuro.
Para que seja possível alugar a habitação é necessário efetuar a inscrição no sistema de “Ordem de chegada”.
☞.Esteja ciente sobre o tempo que pode levar para determinadas habitações.
3. Solicitamos a sua compreensão no que diz respeito as habitações disponíveis na lista. Por se tratarem de construções de vários anos atrás, **há possibilidade de existência de casos impossíveis de reparos, entre outros, como manchas nas paredes,** por exemplo.

● Será efetuada uma avaliação para aprovação, somente após a apresentação de todos os documentos. Portanto, podem haver casos de diferença na ocasião de uma prévia consulta com a avaliação final.

Modo de inscrição

Para a inscrição anual (ordem de chegada), somente será aceita 1 classificação da inscrição por família.
Apresentar pessoalmente no escritório da jurisdição (vide págs.57・58), o **formulário de inscrição preenchido** (vide págs.27・28) e **anexar os documentos necessários** (vide págs.20~22). Há determinados casos para a inscrição da classificação de Bem-estar social, as quais podem ser efetuadas via correio.

Inscrição para a classificação de bem-estar social
・Famílias de pais/mães solteiros(as)・Idosos・Deficientes físicos/mentais, cujas certidões qualificadas não sejam declaradas, tais como, comprovante de residência familiar (Jumin-hyo), favor dirigir-se ao órgão de Assistência Social do Município ou do Bairro em caso de residentes da Cidade de Nagoya.
・Famílias com deficientes psíquicos, cujas certidões qualificadas não sejam declaradas, favor dirigir-se ao setor de Assistência Social do Município ou ao Centro de Saúde do Bairro em caso de residentes da Cidade de Nagoya.
Nestes casos, utilizar o formulário de inscrição para a Habitação da Província (Ken-ei Jyutaku) para adquirir a qualificação.

No primeiro dia da inscrição, caso o número de candidatos para uma determinada habitação seja grande, será efetuado um sorteio para definir a ordem de inscrição. Este sorteio será para os candidatos, os quais estiverem presentes entre 9:00h~9:10h, independente do candidato chegar no local antes das 9:00h.
Para os candidatos que chegarem após às 9:10h no primeiro dia da inscrição, a recepção da inscrição seguirá o processo normal de ordem de chegada.

Estejam cientes de que a prioridade será o comparecimento pessoal em relação ao envio via correio para a inscrição da classificação de Bem-estar social.

① Não serão aceitas inscrições via correio para a “Classificação Geral” ou “Morar nas proximidades”.
② Aconselhamos comparecer pessoalmente para efetuar a inscrição.
③ Não é possível a escolha do prédio (bloco) ou o andar ou o número do apartamento.
④ Verificar o local de recepção da inscrição de acordo com a jurisdição da habitação (vide as págs. 57・58)
⑤ Não é possível alterar a habitação após ter efetuado a inscrição.
⑥ Efetuar a inscrição juntos, em caso de 2 famílias (pais e filhos) desejarem se inscrever na classificação “Morar nas proximidades”.
Em caso, de uma das famílias não atender os requisitos necessários, a inscrição da outra família também não será aceita.

Se prohíbe tener mascotas como perros, gatos o pájaros en las viviendas de la Prefectura de Aichi.
En caso de solicitar de las viviendas de Aichi, tener en cuenta esta reglamentación de convivencia.
(excepto los perros lazarillos)

Resumen de convocatoria

スペイン語 Español

	Categoría de convocatoria		Objetos de convocatoria
Convocatoria permanente	Viviendas públicas normales	requisito generales	Familias generales
		requisito servicios sociales	Familias de madres solas, con personas de 3º edad, con personas física o mentalmente discapacitada o con niños bajo su tutela que residen en la Prefectura de Aichi.
		requisito convivencia cercana	Familias en las cuales padres e hijos viven separados y quieren vivir más cerca entre otros motivos
		Hogares con discapacidad fisica	Hogar con un miembro de la familia que presenta discapacidad física en las extremidades inferiores y requiere el uso de silla de ruedas, residentes de la Prefectura de Aichi.
	Viviendas públicas especiales		Personas que no pueden solicitar viviendas públicas por superar los 158,000 yenes mensuales de ingresso familiar.

* Verse la pagina de 10 a 13 para cada requisito de los solicitantes.

● **Plazo de inscripción : 2/Noviembre/2026 (Lunes) ~ 26/Febrero/2027 (Viernes)**
● **Horario de inscripción : de las 9:00 a las 17:15 *excepto los sábados, domingos y dias feriados**

1. **En cuanto a las viviendas convocadas (números limitados), aceptamos solicitudes por orden de llegada para la categoría Generales o de Servicios Sociales. Terminaremos de aceptar las solicitudes al completar los números de convocatoria. Sin embargo, pueden ocurrir casos de nuevas casas vacías que pueden convocar. Preguntar más detalles a la oficina de su sección correspondiente.**
2. En cuanto a la convocatória permanente (generales, sevicios sociales, convivencia cercana), aceptamos la inscripción por orden de llegada sobre las casas actualmente deshabilitadas o posiblemente deshablitadas en el futuro.
 En caso de desocupar la casa, se podrá instalar de acuerdo con el orden de inscripción.
 ☞ Por consiguiente, tener en cuenta que hay casos que tarde bastante tiempo hasta que llevar a ocupar su vivienda.
3. Dichas viviendas que están en la lista para ser convocadas llevan vários años desde su construcción, **por lo tanto tienen ciertas manchas en la pared y otros desperfectos, cuyas reparaciones no son factibles.**

● Una vez que se presentan todos los documentos, se juzgarán finalmente si un solicitante está calificado o no. No podemos decidir solo con las preguntas o documentos parciales. No se coinciden siempre la respuesta en la consulta y la decisión final.

Manera de inscripción

En convocatoria permanente (aceptamos por orden de llegada) una familia poder solicitar una vivienda en una categoría.
Llenar en la **solicitud** (verse en la pagina 27 y 28), adjuntar los **documentos necesarios** (verse en la pagina 20~22).
Traer directamente (en algunos casos de la categoría del servicios sociales, poder enviar por correo) al lugar de recepción (verse en la pagina 57 y 58).

En caso de que solicite para servicios sociales, si corresponde a los siguientes casos, deber recibir el certificado de calificación en el formulario de suscripción de las viviendas publicas en el siguiente lugar.

- En caso de que no pueda confirmar la calificación con el certificado de residencia de toda la familia o libros de certificados oficiales, familias madres solas y padres solos, con personas de 3º edad, con personas física o mentalmente discapacitada deber acudir a la oficina del servicios sociales correspondientes (oficinas de cada distrito para los residentes de Nagoya)
- En caso de no pueda confirmar la calificación con los libros oficiales, familias con personas mentalmente discapacitada deber acudir al centro de los servicios sociales correspondientes (Centro de Sanidad / *Hokenjo* para los residents de Nagoya)

En caso de que en el primer día que lleguen varios solicitantes a la recepción de vivienda, haremos el sorteo para determinar el orden de solicitud. Poder hacer sorteo las personas que lleguen entre las 9:00 y 9:10 de la mañana a la recepción en el primer dia. Trataremos imparcialmente a las personas que hayan esperado antes de las 9:00 y a las que lleguen hasta las 9:10.

Los que lleguen después de las 9:10 inscribir por orden de llegada.

Sobre la solicitud de la categoría servicios sociales
En caso de los documentos mandados por correo, atenderemos a los que venir primero a la recepción.

① No aceptar inscripciones de categoría general o de convivencia por correo independientemente de las razones argumentadas.
② Les recomedamos que venir a la recepción un solicitante o su familiar.
③ Al inscribirse, no poder designar el número del edificio, piso y habitación.
④ Tener en cuenta que de acuerdo a la vivienda solicitada, variará el lugar de recepción de la inscripción. (Verse en la página 57 y 58)
⑤ No poder cambiar la vivenda después de haber solicitado.
⑥ En caso de que dos famílias soliciten a la categoría de convivencia cercana, presentar sus solicitudes a la vez. En dicho caso, si una família no se califica, la otra no poder inscribirse.

Notice to the prospective applicants of Prefectural Public Housing:
Except for guide dogs (and other service animals) for people with disabilities, keeping pets (dogs, cats or birds) is strictly prohibited!

General Guide for Applications

英語 English

	Application Categories		Eligible Applicants
Applications Accepted Throughout the Year	Standard Prefectural Public Housing	General	General Households
		Welfare	The households of single parents, elderly, mentally or physically handicapped, raising children and / or those in similar circumstances residing in Aichi Prefecture
		Closer Living Arrangement	Households of parents and adult children wishing to reside closer to each other, among other reasons
		For Households with Persons with Physical Disabilities	Households with a family member who uses a wheelchair due to a lower limb disability, living in Aichi Prefecture.
	Special Prefectural Public Housing		Households with not eligible to apply for the Standard Prefectural Public Housing with monthly household income exceeding 158,000 yen.

* For detailed information of eligibility, please check pages 10-13

●**Application Period: November 2, 2026 (Monday) – February 26, 2027 (Friday)**
●**Submission Hours: 9:00-17:15 (*Except for Saturdays, Sundays and national holidays)**

1. **The number of available housing units in the General and Welfare categories is limited. Applications are accepted in the order of submissions. Once all the available housing units are distributed, the reception of applications will be closed. However, there may be new units become available. For more details, please consult the Housing Administration Office.**
2. Regular applications for Standard Prefectural Housing (General; Welfare; Closer Living Arrangement) are accepted throughout the year. When the units of desired types or locations are not available, the application is placed on a waiting list.
 ☞Please be aware that it may take a considerable amount of time before the availability of the units!
3. Prefectural housings currently accepting applications are listed on the Available Housing List. Be aware that these are relatively old buildings in old conditions **(stains on walls etc.), and that most of them will not be repaired.**

●After the submission of all documents, the applications will be checked for eligibility. Assessment provided before submitting of all documents is for your information only and not binding. It may differ from the final decision.

How to Apply

Applications will be accepted in the order of submission, one housing unit per household for each category.
Please fill out the **application form** (see pp. 27-28), attach all **required documents** (pp. 20-22) **and bring them to the appropriate counter** (pp. 57-58). (Only those applying in the Welfare category may send their applications by mail).

In addition, applicants for the Welfare Category should bring following certificates of eligibility for the Application to the Prefectural housing:

- Members of following households: single parent, elderly, mentally or physically handicapped: if the eligibility of all household members cannot be confirmed through official copy of the family register or various public identification documents, the certificate of eligibility should be received at the Municipal Welfare Office of the present residence (in case of Nagoya City residents, at the Welfare Office at the Ward Office)
- Members of the household in the mentally handicapped: if the eligibility of cannot be confirmed through various public identification documents, the certificate of eligibility should be received at Municipal Welfare Office of the present residence (in case of Nagoya City residents, at the Health Center of the Ward Office)

Depending on the number of applicants at the reception counter, lots drawing to determine the order of accepting applications may be performed. The drawing will be performed on the first day of accepting applications. All those who arrive both before 9:00 and between 9:00 and 9:10 will take part in the drawing – regardless of the order of arrival. Those who arrive after 9:10 will be accepted in the order of arrival.

Regarding the Application in the “Welfare” Category:

Please note that the mailed applications will be considered only after all brought-in applications are accepted.

① Mailed applications in the General and Closer Living Arrangements categories will NOT be accepted, regardless of the reason.
② Whenever possible, it is strongly recommended to bring the applications in person or through a family member.
③ Requests for specific apartment building number, floor, or apartment number will not be accepted.
④ Applications for different housing units are made at different locations: please make sure you are applying at the appropriate reception counter. (see pages 57 and 58)
⑤ Once the application is accepted, the building choice will not be changed.
⑥ When parents and adult children are applying at the same time for the Closer Living Arrangement category, all documents should be submitted together. In such cases, if one application is rejected, the other will automatically be rejected, too.

县营住宅坚决禁止带入，饲养狗，猫，鸟等宠物。申请时请注意。（导盲犬除外）

募集概要

中国語 中文

	申请分类		募集对象
随时募集住户入住	普通县营住宅	一般对象	面向一般家庭
		福利对象	在爱知县内居住的母子家庭，高龄者家庭，身心残疾人家庭，育儿家庭等的人员
		近邻对象	现在分开居住，有搬到父母或是子女家附近居住等意向的人员
		面向身体残障人士家庭	居住在爱知县内的申请入住的家庭成员中，有需要使用轮椅的下肢残障人士的家庭
	特别县营住宅		因家庭收入超过15万8千日元（月收入金额），无法申请以上普通县营住宅的人员

※ 请确认各申请分类的申请资格。（参照10～13页）

●**申请受理时期**　2026年11月2日（星期一）～ 2027年2月26日（星期五）
●**申请受理时间**　上午9点～下午5点15分　※星期六・星期日・节假日除外。

1. **参与募集的住宅（户数有限）针对一般对象或福利对象按照申请的先后顺序依次受理，达到募集户数便结束受理，但可能有新追加的住宅等情况，详情请向管辖住宅的管理事务所或支所咨询。**
2. 随时募集住户入住（一般对象，福利对象，近邻对象）针对现在有空房的住宅以及今后预计可能出现空房的住宅按照申请的先后顺序受理，一旦出现空房时按照受理的先后顺序入住，即"等待空房"。
 ☞因此，**有些住宅由申请到入住可能会需要很长的时间。**敬请谅解。
3. 募集一览表上列出的募集住宅，建成后已有一定年数，**可能存在墙壁有污垢等难以修复的情况，请事先理解。**

●是否具有申请资格，需要在您提交所有资料之后才能做最终判断。
在咨询时，大多是口头或针对部分资料而进行询问，可能无法判断是否能够受理。
因此，在日后提交审查材料时，可能会与在咨询时的判定不同。

申请方法

随时募集住户入住（按先后顺序受理）的申请，**各申请分类每户家庭只可申请一处住宅。**
请填写好申请表上的所需项目（参照27・28页），并附加上**必要的文件**（参照20～22页），**请直接拿到受理地点**（参照57・58页）**提交**（仅限于福利对象的申请可以邮寄）。

另外，作为福利对象申请的，
·母子家庭，父子家庭，高龄者家庭，身体残疾者家庭，认知障碍者家庭的成员，在记载家庭全员的住民票，各类官方发行的证明手册，无法确认资格的情况时，请到管辖居住地区的市福祉事务所（名古屋市内居住的请到区福祉事务所），或町村政府的福祉担当课
·精神障碍者家庭的成员，在各类官方发行的证明手册，无法确认资格的情况时，请到管辖居住地区的市町村政府的福祉担当课（名古屋市内居住的请到区福祉事务所）
领取县营住宅入住申请书所需的资格证明。

申请受理第一天如果同一住宅有多人申请时，将抽签决定申请顺序。
以申请受理第一天上午9点至9点10分之间在受理地点集合的人员作为参加抽签的对象。
（上午9点以前到场的人员与9点10分前到场的人员同样对待，不存在先后顺序上的优劣。）

申请受理第一天的上午9点10分以后到场的人员，按照先后顺序受理申请。

有关福利对象的申请
采用邮寄申请时，请注意，在受理顺序上，直接到受理地点进行申请的人员优先排序。

① 无论任何理由，一概不予受理一般对象，近邻对象的邮寄申请。
② 请尽量由**申请者本人或亲属来受理地点申请。**
③ 申请时不能指定栋，楼层，房间号等。
④ 依据**住宅所在地区的不同，申请受理地点也不相同。**请注意。（参照57・58页）
⑤ 申请受理后不能变更所申请的住宅。
⑥ 参加近邻对象募集的两个家庭在申请时，请同时提交申请资料。另外，如果此时有一方家庭不满足申请资格，则另一方也不能申请。

申込資格

【一般向（普通県営住宅）】 単身者の方は申込みできません。※東三河地区（51ページ）の一部住宅を除く

1 現に同居し、又は同居しようとする親族等があること

① 親族とは民法上の親族を意味します。（内縁関係にある方、婚約者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者、県内市町村のパートナーシップ制度等利用者及び里親に養育されている児童を含む。）
② 内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。（続柄欄の記載が「同居人」の場合は申込みできません。）
③ 里親制度により、里子・里親の関係にあることが里親措置決定通知書により確認できる場合は申込みできます。
④ 離婚調停中（家庭裁判所発行の事件係属証明書等が必要）や、高齢者施設への入所（入所証明等が必要）などの理由がない限り、**夫婦を分割して申込むことはできません。**（正式離婚前の別居中の状態での申込み等はできません。）詳しくは住宅管理事務所・支所等へご相談ください。
⑤ 配偶者から暴力を受けているDV被害者世帯（11ページ参照）は戸籍上、夫婦でも申込み可です。（21ページに記載されている証明が必要です。）
⑥ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養義務がない親族等（直系血族（両親、祖父母、曽祖父母、子、孫、曽孫）を除く。）で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹（両親死亡等の場合を除く。）での申込み　例：おじ、甥、いとこ等との申込み　例：友人・知人同士での申込み

⑦ 出生や死亡の場合を除き、申込後の**同居親族の変更や、婚約の解消など変更があった場合は申込みを無効とします。**（死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。）
⑧ 県が定める**入居指定日から1か月以内に**、申込書記載の**本人及び同居する家族全員が入居できる方でないと申込みできません。**
なお、婚約により申込みされた方は、**入居指定日から1か月以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内には、申込家族全員が入居してください。**
（**入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。**婚約者の方は婚姻届手続き終了後の住民票の写しを提出してください。）
※ 申込区分が単身者向の住宅に単身で申込みする場合は、上記のかぎりではありません。
詳しくは申込みする住宅のある管轄の事務所へお問い合わせください。

2 現に住宅に困窮していることが明らかなこと

申込者本人及び同居予定者の中に**持ち家**（自家所有者・共有名義含む）**の方がいる場合は原則申込みできません。**（売却や競売等により、持ち家（自家所有者）でなくなることが証明できる場合を除く。）

3 愛知県県営住宅条例に定める収入基準に適合していること（被災者（被災市街地復興特別措置法第21条に該当する方）を除く。）

① 申込家族のうち、申込日現在で収入のある方全員の合計総所得が、収入基準の計算対象となります。
② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

4 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。暴力団員と判明した場合、申込みをお断りします。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

5 県営住宅に係る未納の家賃、損害賠償金その他県営住宅賃貸借契約から生ずる債務がないこと

同居予定者を含む全ての者（県営住宅の退去者を含む）を対象とします。

【一般向（特別県営住宅）】

1 一般向（普通県営住宅）申込資格の 1 2 4 5 に該当していること

2 県営住宅管理規則に定める収入基準に適合していること

申込資格

【福祉向】 単身者の方は申込みできません。

1 現在愛知県内に居住されており、なおかつ下表にかかげる世帯の方（ただし、※印世帯は除く。）

2 前ページの一般向（普通県営住宅）申込資格の1・2・3・4・5に該当していること。

世帯区分	要件
母子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「配偶者のない女子」または「配偶者のない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯です。 （同居家族のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除きます。）＊12ページの「福祉向に申込みできる母（父）子世帯の一例」参照
父子世帯	
高齢者世帯	申込者自身が60歳以上の世帯（家族は、その配偶者又は18歳未満又は56歳以上の親族の方）です。
心身障害者世帯	申込者本人又は同居する家族の中に中度（B・3度）以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の障害がある身体障害者、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯です。
子育て世帯	18歳未満の者と同居しようとする世帯です。
新婚世帯	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方との年齢の合計が70歳以下である者で、次のいずれかに該当する世帯です。 ・婚姻の日後1年以内の世帯 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方と同居を開始した日後1年以内の世帯 ・婚姻の届出をしようとする日から4か月以内の者
DV被害者世帯	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、愛知県女性相談支援センター、愛知県内の女性自立支援施設及び母子生活支援施設による保護等が終了した日から起算して5年を経過していない世帯、又は裁判所による保護命令の申立てを行った方を含む世帯で、裁判所の保護命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない世帯、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている世帯、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において確認がされている世帯等です。
犯罪被害者等世帯	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等世帯（DV被害者世帯を除く。）で、犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯、又は現に居住している住宅若しくはその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる世帯で、被害発生日から起算して5年を経過していない世帯です。
道路事業等の施行に伴う移転対象者世帯	一般国道（高速自動車国道は除く。）並びに都道府県道又は河川法（2級河川以上）に定める河川に関する事業の用に供する土地に居住し立ち退きが必要な世帯です。
※独立行政法人都市再生機構又は、地方住宅供給公社の賃貸住宅の建替えに伴う移転対象者世帯	建替事業に伴い移転を求められている入居者で、建替後賃貸住宅の最終月額家賃が当該世帯の総収入月額の0.3を乗じた額を超え、かつ、現に居住する住宅の月額家賃に比して著しく高いため、家賃負担が困難となる世帯です。
※離職退去者世帯	解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年を経過していない方の世帯です。
原子爆弾被爆者世帯	家族の中（同居家族）に被爆者健康手帳を所持し、かつ厚生労働大臣の認定を受けた方か、被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている方のいる世帯です。
※ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯です。 **単身者の方でも申込みできる住宅があります。**
歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する世帯	同左
炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者の方で、公共職業安定所の紹介により就職してから2年を経過していない方の世帯等です。
※引揚者世帯	海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯です。

福祉向に申込みできる母(父)子世帯の一例

○ 申込みできます	× 申込みできません	○ 申込みできます	× 申込みできません
本人（40歳）収入有 長男（18歳）収入無	本人（40歳）収入有 長男（18歳）収入有	本人（40歳）収入有 長女（21歳）収入無 長男（18歳）収入無	本人（40歳）収入有 長女（21歳）収入有 長男（18歳）収入無

○ 申込みできます	○ 申込みできます	○ 申込みできます
本人（40歳）収入有 長女（18歳）収入無 次男（15歳）収入無	本人（40歳）収入有 長女（18歳）収入有 次男（15歳）収入無	本人（40歳）収入有　本人の親（68歳）収入無 長女　（18歳）収入無

注1:この場合の収入とは、課税される収入のことをいいます。
注2:離婚はしていないが、夫(妻)とは別居している場合は申込みできません。(夫〈妻〉が行方不明であることが証明できる場合等を除きます。)
注3:福祉向該当世帯では、胎児を母子世帯や子育て世帯の同居親族に含めることはできません。

【近居向】

1 近居を希望される親世帯と、その子世帯（直系血族）などが次の①、②全てに該当すること

① **親世帯が60歳以上の世帯**(家族は、その配偶者又は18歳未満又は56歳以上の親族の方)又は**60歳以上の単身者世帯**であること。
② 親世帯とその子世帯の距離が、**おおむね2km以内**となる県営住宅に、一方又は両方の申込みがあること。

例1：子が近くの県営住宅に親を呼び寄せたい、又は親が近くの県営住宅に子を呼び寄せたい。
例2：親と子または孫と祖父母が、同じ県営住宅に別々に入居したい、あるいは、その距離がおおむね2km以内の別々の県営住宅に入居したい。

2 次の各世帯の要件に該当すること

〈家族で申込みをする方〉

10ページの**一般向（普通県営住宅）申込資格の[1]・[2]・[3]・[4]・[5]に該当していること。**
（ただし、離婚調停中であっても、夫婦を分割して申込むことはできません。）

〈単身で申込みをする方〉 ※60歳未満の方は申込みできません。

① **単身者（親世帯）であり**、10ページの**一般向（普通県営住宅）申込資格の[2]・[3]・[4]・[5]に該当していること**
- 県が定める入居指定日から1か月以内に入居できない方は申込みができません。
- 一部例外を除いて、夫婦を分割しての申込みはできません。

② **日常生活に支障のない程度に健常であること、**又は介護が必要な方は**常時介護を受けることができること**
日常生活において常時介護を必要とする方で、居室においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みはできません。
（入居の申込みをした方に、面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください。）

申込資格

【身体障害者世帯向】（募集住宅44・45・46・47・48・49・50ページ）

申込区分	特定の資格
身体障害者世帯向 **［特別設計］**  車椅子使用等の下肢障害者の方がいること。	**①　申込受付期間最終日現在、愛知県内に居住していること。** **②　入居申込みの家族の中に、次に掲げる身体障害者で、車椅子使用等の下肢障害者の方がいること。** ●戦傷病者特別援護法（昭和38年法律168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持しており、恩給法（大正12年法律第48号）別紙第1号表の3第1款症以上の障害を有する方 ●身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持しており、身体障害者福祉法施工規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害を有する方 **〔身体障害者世帯向特別設計〕** **玄関戸・浴室・トイレ等に車椅子生活等に配慮した工夫がされている住宅です。**
入居後、特定の資格に該当しなくなった場合は、速やかに住宅を明け渡していただきます。	

※上記の申込区分に申し込みされる場合は、10ページの**一般向（普通県営住宅）申込資格 ①・②・③・④・⑤の他に特定の資格が必要になります。**

住宅の家賃について

1　普通県営住宅に申込みされた方の家賃は、同じ住宅、同じ広さでも同居する世帯全員の合計所得又は扶養親族数等により世帯別にそれぞれ異なります。

2　毎年同居する親族全員の収入を申告していただき、その**収入により家賃を決定**します。
（毎年家賃が変わる場合があります。）

3　家賃は住宅の建設されている地域、部屋の専用床面積、建設されてからの経過年数などにより決定された「応益係数」に「家賃算定基礎額」を乗じた額です。

4　入居後、公営住宅法に定める**収入超過者になられた方の家賃制度**について

公営住宅法に定める一定の所得月額以下の方、又は入居後3年を経過していない方は、本来の家賃計算式（下記の計算方法）による家賃となります。

入居後3年を経過し、公営住宅法に定める一定の所得月額を超える方は**収入超過者**と認定され、家賃が入居されている住宅の**近傍同種家賃（民間賃貸住宅並の市場家賃）になる場合があります。**

近傍同種家賃は同じような住宅であっても、その住宅の建設工事費等により家賃が異なる場合があります。

また、県営住宅に**入居後5年を経過**されている方で**高額所得者に決定された方には、住宅の明渡請求をする**ことがあります。

この場合、明渡期限経過後も住宅を退去しない場合は退去するまで近傍同種家賃の**2倍の損害金**をお支払いいただくことになります。

1　所得区分表（原則階層　一般世帯の方が申込みできる所得月額）

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
Ⅰ	104,000円以下	34,400円
Ⅱ	104,000円を超え　123,000円以下	39,700円
Ⅲ	123,000円を超え　139,000円以下	45,400円
Ⅳ	139,000円を超え　158,000円以下	51,200円

2　所得区分表（裁量階層（15ページ参照）に該当する世帯の方は、下記所得月額まで申込みできます。）

所得区分	所得月額	家賃算定基礎額
Ⅴ	158,000円を超え　186,000円以下	58,500円
Ⅵ	186,000円を超え　214,000円以下	67,500円

【所得月額の算出のしかた】（15･16ページ参照）により算出された、所得月額を上記所得区分と比較し所得区分を決定します。その後、住戸ごとに決定している金額が家賃となります。そのため、毎年入居者の方に収入の申告をしていただくことになります。※所得月額区分等は毎年変わることがあります。

入居収入基準

【収入の基準】

申込資格の収入基準は「所得月額」（下記参照）によって判定します。ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除（16ページ表3参照）に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、17･18ページの収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

普通県営	原則階層	裁量階層
	所得月額 158,000円以下	所得月額 214,000円以下

特別県営	
所得月額	158,000円以上 487,000円以下

【裁量階層について】

下記条件に該当する世帯の方は上記の裁量階層の所得月額まで申込みできます。

1 高齢者世帯
申込日現在**申込者自身が60歳以上の方**であり、かつ同居者がある場合は、いずれもが60歳以上又は18歳未満の親族の方がいる場合

2 心身障害者世帯
申込者本人又は同居する家族に中度（B･3度）以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障害がある戦傷病者のいる世帯

3 子育て世帯
18歳未満の者と同居しようとする世帯

4 ハンセン病療養所入居者等世帯
申込者本人又は同居する家族に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

5 原爆被爆者世帯
申込者本人又は同居する家族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

6 引揚者世帯
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯（引揚証明書の交付を受けている）

【所得月額の算出のしかた】

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる“手取り”などとは異なります。

下の計算の順序にしたがってあなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

1. 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。（前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。）
2. 各々の年間総所得金額から基礎控除振替分および個別の特別控除額を控除し合算します。
3. 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

算　式

（**年間総所得金額**（給与所得者の方は表1により算出した金額 ※注1　所得金額調整控除）－ **基礎控除振替分**（10万円 ※注2）－ **個別の特別控除**（ひとり親　35万円／寡　婦　27万円 ※注3））－（**一般控除**（38万円 × 同居親族数又は扶養親族数）＋ **その他の特別控除**（障害者　27万円／特別障害者　40万円／16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族　25万円／老人扶養親族　10万円）各々×対象者数）÷12

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し（マイナスのときは0とする。）出た金額を合算した金額

※注1　給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。
※注2　個人事業主（自営業者等）の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。　※注3　ひとり親と寡婦の併用はできません。

計算した所得月額による申込資格は次のとおりです。

普通県営

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
Ⅰ	104,000円以下	Ⅳ	139,000円を超え、158,000円以下
Ⅱ	104,000円を超え、123,000円以下	Ⅴ	158,000円を超え、186,000円以下
Ⅲ	123,000円を超え、139,000円以下	Ⅵ	186,000円を超え、214,000円以下

Ⅴ Ⅵ に該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。（上記［裁量階層について］参照）

特別県営

所得月額
158,000円以上、487,000円以下

（所得月額が158,000円に満たない方でも（123,000円以上）入居が可能となる場合がありますので、詳細については各住宅管理事務所又は支所等にお問い合わせください。）

【年間総所得金額算出のしかた】

表1　公的年金以外の場合

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～　650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	総収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	（注）**A**×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	（注）**A**×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9－1,100,000円※
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

○年間総所得金額の計算方法は、法律の改正により変更となる場合があります。　※小数点以下は切り捨て

（注）Aの計算は、$\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000}$ ＝［　　］（小数点以下は切り捨て）→［　　］×4,000＝**A**

（例：$\frac{2,671,666円（年間総収入金額）}{4,000}$ ＝667.9165→667×4,000＝2,668,000**(A)**　切り捨て）

表2　公的年金の場合

65歳未満の方	
年間総収入金額	**年間総所得金額**
130万円未満	公的年金総収入－600,000円
130万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

65歳以上の方	
年間総収入金額	**年間総所得金額**
330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
330万円以上410万円未満	公的年金総収入×0.75－275,000円
410万円以上770万円未満	公的年金総収入×0.85－685,000円
770万円以上1,000万円未満	公的年金総収入×0.95－1,455,000円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

（注）遺族年金、障害年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。
（注）公的年金を受給されている方で公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が変わります。

表3　収入計算で控除する金額

●年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者		控除額	
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方		1人につき**38**万円	
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、**所得税法上の扶養親族の対象として認められている方**（仕送りをしているだけでは扶養家族にならない場合があります。）			
個別の特別控除	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子（注１）を有し、合計所得金額が500万円以下の方 ・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子（注１）を有し、合計所得金額が500万円以下の方		その人の所得から**35**万円	
	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養家族を有し合計所得金額が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方		その人の所得から**27**万円	
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	3～6級	1人につき**27**万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	1・2級	1人につき**40**万円
			精神障害者保健福祉手帳	1級	
			愛護手帳	1・2度	
			療育手帳	A	
			戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	
			被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者		
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方のうち、申込家族のいずれかの**扶養親族と認められている**方（配偶者は除く。）			1人につき**25**万円
	老人扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方のうち、申込家族のいずれかの**扶養親族と認められている**方			1人につき**10**万円

※婚約者の方は、同居親族に含みます。年齢は、申込日現在での満年齢とします。
※控除の内容、金額については、法律の改正により変更される場合があります。
（注1）この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない人に限られます。

収入基準早見表

申込資格の収入基準は「所得月額」(15ページ参照)によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除(16ページ表3参照)に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

【普通県営住宅】

表4　年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総収入金額（公的年金は除く）		区分	同居・扶養親族 / 所得月額	0人（単身者）	1人（2人家族）	2人（3人家族）	3人（4人家族）	4人（5人家族）	5人（6人家族）
	原則階層	Ⅰ	104,000円以下	2,043,999円以下	2,583,999円以下	3,127,999円以下	3,663,999円以下	4,135,999円以下	4,611,999円以下
		Ⅱ	104,000円を超え 123,000円以下	2,044,000円 ～ 2,367,999円	2,584,000円 ～ 2,911,999円	3,128,000円 ～ 3,451,999円	3,664,000円 ～ 3,947,999円	4,136,000円 ～ 4,423,999円	4,612,000円 ～ 4,895,999円
		Ⅲ	123,000円を超え 139,000円以下	2,368,000円 ～ 2,643,999円	2,912,000円 ～ 3,183,999円	3,452,000円 ～ 3,711,999円	3,948,000円 ～ 4,187,999円	4,424,000円 ～ 4,663,999円	4,896,000円 ～ 5,135,999円
		Ⅳ	139,000円を超え 158,000円以下	2,644,000円 ～ 2,967,999円	3,184,000円 ～ 3,511,999円	3,712,000円 ～ 3,995,999円	4,188,000円 ～ 4,471,999円	4,664,000円 ～ 4,947,999円	5,136,000円 ～ 5,423,999円
	裁量階層	Ⅴ	158,000円を超え 186,000円以下	2,968,000円 ～ 3,447,999円	3,512,000円 ～ 3,943,999円	3,996,000円 ～ 4,415,999円	4,472,000円 ～ 4,891,999円	4,948,000円 ～ 5,367,999円	5,424,000円 ～ 5,843,999円
		Ⅵ	186,000円を超え 214,000円以下	3,448,000円 ～ 3,887,999円	3,944,000円 ～ 4,363,999円	4,416,000円 ～ 4,835,999円	4,892,000円 ～ 5,311,999円	5,368,000円 ～ 5,787,999円	5,844,000円 ～ 6,263,999円

表5　年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総所得金額		区分	同居・扶養親族 / 所得月額	0人（単身者）	1人（2人家族）	2人（3人家族）	3人（4人家族）	4人（5人家族）	5人（6人家族）
	原則階層	Ⅰ	104,000円以下	1,248,000円以下	1,628,000円以下	2,008,000円以下	2,388,000円以下	2,768,000円以下	3,148,000円以下
		Ⅱ	104,000円を超え 123,000円以下	1,248,001円 ～ 1,476,000円	1,628,001円 ～ 1,856,000円	2,008,001円 ～ 2,236,000円	2,388,001円 ～ 2,616,000円	2,768,001円 ～ 2,996,000円	3,148,001円 ～ 3,376,000円
		Ⅲ	123,000円を超え 139,000円以下	1,476,001円 ～ 1,668,000円	1,856,001円 ～ 2,048,000円	2,236,001円 ～ 2,428,000円	2,616,001円 ～ 2,808,000円	2,996,001円 ～ 3,188,000円	3,376,001円 ～ 3,568,000円
		Ⅳ	139,000円を超え 158,000円以下	1,668,001円 ～ 1,896,000円	2,048,001円 ～ 2,276,000円	2,428,001円 ～ 2,656,000円	2,808,001円 ～ 3,036,000円	3,188,001円 ～ 3,416,000円	3,568,001円 ～ 3,796,000円
	裁量階層	Ⅴ	158,000円を超え 186,000円以下	1,896,001円 ～ 2,232,000円	2,276,001円 ～ 2,612,000円	2,656,001円 ～ 2,992,000円	3,036,001円 ～ 3,372,000円	3,416,001円 ～ 3,752,000円	3,796,001円 ～ 4,132,000円
		Ⅵ	186,000円を超え 214,000円以下	2,232,001円 ～ 2,568,000円	2,612,001円 ～ 2,948,000円	2,992,001円 ～ 3,328,000円	3,372,001円 ～ 3,708,000円	3,752,001円 ～ 4,088,000円	4,132,001円 ～ 4,468,000円

注：Ⅴ Ⅵ に該当する申込世帯には一定の条件が必要となります。（15ページ【裁量階層について】参照）

【特別県営住宅】

表6　年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総収入金額（公的年金は除く）	種別＼同居・扶養親族		1人（2人家族）	2人（3人家族）	3人（4人家族）	4人（5人家族）	5人（6人家族）	6人（7人家族）
	特　別	最　低	3,512,000円	3,996,000円	4,472,000円	4,948,000円	5,420,000円	5,896,000円
		最　高	8,248,889円	8,671,112円	9,093,334円	9,515,556円	9,937,778円	10,341,053円

表7　年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総所得金額	種別＼同居・扶養親族		1人（2人家族）	2人（3人家族）	3人（4人家族）	4人（5人家族）	5人（6人家族）	6人（7人家族）
	特　別	最　低	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	3,796,000円	4,176,000円
		最　高	6,224,000円	6,604,000円	6,984,000円	7,364,000円	7,744,000円	8,124,000円

【収入基準早見表の見方】

表4～7の「同居・扶養親族」欄の人数は申込者本人を含まない数です。

例1：4人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が3人の場合は「3人」の欄を見てください。
例2：3人家族で、収入者が1人、同居・扶養親族が2人及び別居扶養親族が2人いる場合は「4人」の欄を見てください。
※表4・表5の「0人」の欄は単身者の申込みの場合です。

注：前年1月2日以降に就職、転職又は、新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障害者の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上の収入のある方などは、この表とは異なりますので、15・16ページを参照してください。

【所得金額調整控除の特例】

●総収入が850万円を超える方で下記（1～3）のいずれかに該当される場合の所得金額調整控除について

1. 本人が特別障害者に該当する者
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

給与等の収入金額が850万円を超える申込者で、総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されることとなります。

注）給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円として計算します。

【ことばの説明】

●年間総収入金額

給与又は年金等による1年間の税込み収入（源泉徴収票での「支払金額」）のことです。

●年間総所得金額

給与所得者の方は年間収入金額から16ページ表1の方法より算出した1年間の所得金額（源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」）のことを、自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の金額のことです。

収入基準の計算例

例1 母子・父子世帯の場合（個別の特別控除該当者あり）

本人（30歳）：給与年間収入金額　2,110,300円
長男（９歳）：学生
長女（７歳）：学生
●母の所得金額の算出　表1により　1,395,600円
　基礎控除振替分の10万円により　1,295,600円

所得金額　1,295,600円−350,000円=945,600円
ひとり親控除　350,000円
親族控除　380,000円×2名=760,000円

$\frac{945,600円-760,000円}{12か月}$ =15,466円（所得月額）

普通県営住宅に申込みできます。（所得区分Ⅰ）

例2 心身障害者世帯の場合（その他の特別控除該当者あり）

夫　（32歳）：給与年間収入金額　3,150,300円
妻　（26歳）：給与年間収入金額　2,250,000円
長女（５歳）：障害3級（障害者控除対象）
●夫の所得金額の算出　表1により　2,123,600円
　基礎控除振替分の10万円により　2,023,600円
●妻の所得金額の算出　表1により　1,493,600円
　基礎控除振替分の10万円により　1,393,600円

所得の合計　2,023,600円+1,393,600円=3,417,200円
親族控除　380,000円×2名=760,000円
障害者控除　270,000円×1名=270,000円

$\frac{3,417,200円-1,030,000円}{12か月}$ =198,933円（所得月額）

裁量世帯により、普通県営住宅に申込みできます。（所得区分Ⅵ）

例3 公的年金受給者がいる場合

長男（44歳）：給与年間収入金額　2,199,834円
父　（71歳）：年金年間収入金額　2,000,000円
母　（63歳）：年金年間収入金額　580,000円
●長男の所得金額の算出　表1により　1,457,200円
　基礎控除振替分の10万円により　1,357,200円
●父の所得金額の算出　表2により　900,000円
　基礎控除振替分の10万円により　800,000円
●母の所得金額の算出　表2により　0円

所得の合計　1,357,200円+800,000円
　=2,157,200円
親族控除　380,000円×2名=760,000円

$\frac{2,157,200円-760,000円}{12か月}$ =116,433円（所得月額）

普通県営住宅に申込みできます。（所得区分Ⅱ）

例4 前年1月2日以降に就職、転職又は事業を始められた場合

夫（36歳）：就職して10か月で、
　この間の収入金額　2,830,000円
　（給与2,530,000円、賞与300,000円）
妻（28歳）：無収入
●夫の年間総収入金額及び所得金額の算出

$\frac{2,530,000円}{10か月}$ ×12+300,000=3,336,000円

表1により年間総所得金額は、　2,255,200円
基礎控除振替分の10万円により　2,155,200円

所得金額　2,155,200円
親族控除　380,000円×1名=380,000円

$\frac{2,155,200円-380,000円}{12か月}$ =147,933円（所得月額）

普通県営住宅に申込みできます。（所得区分Ⅳ）

①自治会（町内会）について

県営住宅は、民間のアパート等とは異なり入居者の方々の自主運営組織として自治会があります。入居後は自治会の行事・運営に参加していただきます。**（自治会費の支払いをお願いします。）**

その他、毎年の自治会の総会等により自治会長を含め、さまざまな役員に選出されることがありますので、その旨をご了解のうえ、お申込みください。

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

申込みに必要な書類

※入居の申し込みには、間違いを生じないためにも、申込者本人かご家族の方が受付場所にお越しください。
やむを得ない場合は親族などの代理人の方でも構いません。

※公的書類（住民票、所得課税証明書、戸籍謄本など）は、発行から3か月以内の原本をご提出ください。

◇必ず必要となる書類（下記枠内4点）

【県営住宅入居申込書】（27・28ページ記入例参照）

【収入を証明する書類】（22ページの区分表をご覧ください。）

22ページの**区分表により該当する書類**をすべて**各1部提出**してください。

- 婚約者の方で現在収入のある方でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みをされた方は、**退職予定証明書**（申込書に添付）を提出してください。退職予定証明書があれば、所得課税証明書は不要です。
 なお、この場合、入居指定日までに**退職証明書**を提出していただくことになります。
- 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とすることはできません。

【世帯全員の住民票の写し】（マイナンバーが省略されたもの）

（写しとはコピーのことではありません。市区町村枠場の窓口で交付されたものをお持ちください。）
世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員のものを提出してください。
なお、近居向に申込む方は、近居しようとする相手方の世帯全員のものを併せて提出してください。

- 住民票の写しを申請する際には、必ず**「省略されていないもの」**と申請してください。
 ※外国人の方は、上記に加え「在留期間の省略されていないもの」と申請してください。
- 婚約者の方や内縁関係にある方についても同様に提出してください。

【賃貸アパートや借家等に居住していることを証明する書類】

- **賃貸借契約書のコピー**又は**家賃の支払済証明書、家主の証明**等
- 持家処分により申込みされる方は、**不動産の媒介契約書**又は**競売開始の証明書**と、**持家売却**や**競売中等による申込みにあたっての誓約書**（54ページ様式５）
- 親族等の持ち家に居住されている方は、固定資産税の納税通知書のコピー、固定資産税評価証明書又は建物の所有者の利権関係のわかる登記事項証明書等

◇状況に応じて必要となる書類（20・21ページ）

入居される世帯の構成等によって必要書類は変わります。該当される場合は下記書類も必ずお持ちください。

【扶養又は無職を証明する書類】

申込家族のうち、収入のない方については、無職の証明又は扶養されていることを証明する書類が必要です。

- 最近退職された方は、**離職票のコピー**又は、**退職証明書**を提出してください。
- 収入のある方の扶養になっている方は、市区町村の税務担当課で発行される**扶養証明書**又は**非課税証明書**等

【婚約中の方は下記の書類】

- **婚約証明書**（申込書裏面の様式3）
- **婚約入居の誓約書**（申込書に添付）

【単身で申込みする方は下記の書類】

- 健常者の方は**申立書**（申込書に添付）
- 常時介護を受ける方は、申立書（別途住宅管理事務所又は支所等で配布）又は介護保険の**被保険者証のコピー**
 （被保険者等記号・番号及び、QRコードの記載箇所にマスキングを施したもの）

【次に該当する方は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）】

- **内縁関係等**で申込みする方
- **別居中の親（子）世帯等**と同居する申込みの方
- 両親が死亡し、**兄弟姉妹**で申込みする方
- **母子世帯・父子世帯等**で申込みする方
- **非婚の母（父）関係**で申込みする方
- **福祉向の新婚世帯**で申込みする方
- **近居向に申込みする方**
 （近居しようとする相手方との親族関係がわかる書類）
- **単身**で申込みする方

【外国籍で配偶者のいない方について（日本語への翻訳文を添付してください】

- 未婚の方は独身証明書、未婚又は現在配偶者が無いことの公的証明書、大使館・領事館の証明書のいずれかを提出
- 離婚の場合、離婚の注釈が記載されている証明書又は現在配偶者が無いことの公的証明書、大使館・領事館の証明書のいずれかを提出

【その他】

- 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、**同居入居の誓約書**（申込書に添付）
- 離婚調停中の方は、**家庭裁判所発行の事件係属証明書と、離婚調停中入居の誓約書**（54ページ様式4）
- 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書（カード型の証明書可）の写し、県内市町村のパートナーシップ制度等利用者は、県内市町村が発行するパートナーシップ宣誓書受領書等の写しと、ファミリーシップ宣誓制度等の利用による誓約書（54ページ様式7）。
- 里親・里子と同居する申込みの方は、里親措置決定通知書の写し
- 配偶者が高齢者施設（特別養護老人ホーム等）に入所の方は、**入所証明書**等
- 心身障害者の方は、**障害を証明する手帳（身体、精神又は知的）のコピー**等
- 原子爆弾被爆者の方は、**県保健所長等の証明書**等
- ハンセン病療養所入所者等世帯の方は、**国立ハンセン病療養所等の長**（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方は、厚生労働省健康局疾病対策課長）の**証明書**
- 配偶者から暴力を受けている世帯の方は**愛知県女性相談支援センター長か愛知県内の母子生活支援施設長の証明書**。あるいは**地方裁判所の保護命令**（接近禁止、住居からの退去）**発効通知、女性相談支援センターその他の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書**、又は行政機関や関係機関等と連携してDV被害者支援を行っている**民間支援団体等が発行する確認書**等
- 離職退去者世帯の方は、**解雇通知**、寮・社宅からの**退去通知**等又は**賃貸住宅の契約書**と**給与明細**等
- 生活保護を受けている方は、**受給証明書**（22ページその他 ㋮ に該当）

⚠提出いただいた書類については、返却しませんのでご了承ください。

◇申込みに必要な書類一例

3人世帯で申し込みで下記条件の場合

世帯主（夫）	愛知太郎	（42）	会社員	勤続15年
妻	愛知花子	（40）	専業主婦	
子供	愛知一郎	（10）	学生	精神障害者手帳1級所持

住宅の状況：全員同じ賃貸物件に住んでいる。

上記の場合‥‥ ●一家で1つ必要な書類
①県営住宅入居申込書
②住民票の写し（世帯全員が載っている省略のないもの）
③賃貸借契約書のコピー（現在住んでいる賃貸物件のもの）
●夫の必要な書類
④収入を証明する書類
夫の「最新の市区町村発行の所得課税証明書」又は、「住民税の特別徴収税額決定通知書」
●妻・子供が必要な書類
⑤扶養証明書又は非課税証明書（扶養又は無職を証明する書類）
※ただし、夫の「最新の源泉徴収票」か「最新の市区町村発行の所得課税証明書」又は、「住民税の特別徴収税額決定通知書」で扶養が確認出来る場合は必要ありません。
⑥障害を証明する手帳のコピー

【収入を証明する書類区分表】

20ページの「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類については、次の区分表により該当する**●印及び○印の書類を全て提出**してください。

なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 ／ 現在の状況（就職時期等により提出していただく書類が違いますので注意してください。）	申込月	所得を証明する書類（注1）	源泉徴収票（令和8年分）（注1）	給与支給証明書（申込書裏面様式1）（注2）	確定申告書の控	月別明細書（申込書裏面様式2）（注3）	年金改定通知書等の写し又は最近の年金振込通知書の写し	開業届の控	転職を証明する書類（卒業証書の写し等（退職証明書・廃業届））	扶養を証明する書類
給与所得者	㋐ 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方。	11～12月	●								
		1～2月	○	●							
	㋑ 前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までに1年以上経過している方。	11～2月	○		●						
	㋒ 前年1月2日以降に就職（転職）し申込日までの勤務期間が1年未満の方。	11～2月	○		●					○	
	㋓ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方。	11～2月			●						○
自営業者等	㋔ 前年1月1日以前から引き続き営業している方。	11～12月	●								
		1～2月	○			(●)	●				
	㋕ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方。	11～2月	○				●		○		
	㋖ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方。	11～2月	○				●		○	○	
	㋗ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方。	11～2月					●		○		○
その他	㋘ 年金受給者	11～2月	○					●			
	㋙ 失業中の方	11～2月	○	●雇用保険受給資格者証のコピー							
	㋚ 生活保護受給者	11～2月	●生活扶助料の受給証明書								

（注1）所得を証明する書類　㋐㋑㋒の場合…**市区町村発行の所得課税証明書**、又は**住民税の特別徴収税額決定通知書**

㋔㋕㋖の場合…**市区町村発行の所得課税証明書**、又は**住民税の普通徴収納税通知書の課税明細書**

㋘㋙の場合……**市区町村発行の所得課税証明書**

※㋐～㋘の複数の項目に当てはまる方は、必ず市区町村発行の**所得課税証明書**を提出してください。

※㋐㋑㋒㋔㋕㋖で申込時点に満60歳以上の方は、必ず市区町村発行の**所得課税証明書**を提出してください。

（注2）給与支給証明書　㋑の場合……現在の勤務先で、入居資格本審査の**前月から過去1年間分**の支給証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含む。）

㋒㋓の場合…現在の勤務先で、**就職した月から入居資格本審査の前月まで**の支給証明を受けてください。（賞与の予定分は含みません。）

（注3）月別明細書　㋕の場合……入居資格本審査の前月から過去1年間分の所得を記入してください。

㋖㋗の場合…営業開始をした月から入居資格本審査の前月までの所得を記入してください。

《収入基準の計算対象とならないもの》

課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

（例・生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金など）

入居決定通知

入居される住宅が決定したときは、入居指定日の10日程前に文書により「入居説明会」の開催日時を連絡しますので、必ず申込者本人又は同居するご家族の方がご出席ください。（代理出席はできません。）

1　入居説明会通知には、敷金（家賃額の3か月分）の納付書及び賃貸借契約書等の書類が同封されています。入居説明会までに、敷金を納付したことが分かるもの及び必要事項を記入した賃貸借契約書等の書類を各住宅管理事務所又は支所等へ提出してください。
（提出期限は各住宅管理事務所又は支所等により異なりますので、お送りする入居説明会通知をご確認ください。）
　納付された敷金については無利子とし、退去後に退去月の日割家賃等を差引いた残額を還付します。**退去の際の修繕費に敷金を充当することはできません。**

2　賃貸借契約締結の際には、緊急連絡先となる方が必要となります。
　緊急連絡先の方は原則２名たててもらいますが、１名は親族、もう１名は親族又は友人知人とします。
　緊急連絡先が１名しか見つからない場合や、日本国内に親族のいない場合などは申込みされた事務所又は支所等にご相談ください。

3　入居を決定された部屋番号等を変更することはできません。

4　申込後に住所や連絡場所を変更された方又は辞退される方は、直ちに申込みされた事務所又は支所等へご連絡ください。

5　賃貸借契約締結（入居説明会）前に、決定された住宅の室内を見学することはできません。

6　近居向募集に、二世帯で申込みされた場合は、片方の世帯が入居を辞退されたときは、もう片方の世帯も同時に辞退されたものとします。

資格喪失

●次の場合は、受付後であっても入居の資格を失います。

1　受付後において、申込資格がないことが判明した。

2　受付後において、重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した。
（この場合、今後の受付は一切いたしません。）

3　受付後において、同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）や婚約の解消など変更があった。また、同居家族の死亡等により単身者となった。

4　受付後において、住所や連絡場所等の変更があったにもかかわらず連絡がなかった。

5　指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされなかった。

6　正当な理由がなく、事前に何も連絡せずに入居説明会を欠席した。
　説明会終了までに連絡をいただけない時は失格とさせていただきます。
（説明会の日時の失念は正当な理由ではありません。）

7　入居指定日から1か月以内に申込家族全員が入居できない。
　なお、婚約により申込みされた方は、入居指定日から1か月以内に申込者のうち1名は必ず入居し、入居指定日から3か月以内には申込者全員が入居してください。
（入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は、婚姻手続き終了後の世帯全員の住民票の写しを提出してください。）

8　**申込者又は同居者が暴力団員又は暴力団関係者と判明した。**

水道・電気・ガス等

入居者ご自身で水道・電気・ガス等の使用契約手続きをしていただく必要があります。

家賃等の支払いについて

家賃・駐車場使用料・附帯設備使用料の支払いについては、支払いの手間がかからず、支払い忘れの心配がない預金口座振替の手続きをお願いします。
※駐車場使用料及び附帯設備使用料は、家賃等と合わせて県が徴収している住宅に限ります。

共益費

●共益費とは、共同で使用する施設の保守管理費用、使用料などで、入居者の方がご負担する費用です。自治会（町内会）ごとに金額及び徴収方法を決めており、次のようなものがあります。

1. 工レベーターの設置してある住宅については、その動力用電気料、保守点検費用（入居する部屋の階数にかかわりなくお支払いいただきます。）
2. 汚物の処理等に関する費用（排水管の清掃費、汚水処理場の保守管理費用等）
3. 屋内・屋外の共同灯（防犯灯・階段灯等）電気料及び修繕費
4. 給排水施設の動力用電気料
5. 共同水栓の水道料及び修繕費
6. 別途自治会で定める事項

※2020年4月より、一部の住宅では共益費の一部を「附帯設備使用料」の名称で、家賃等と合わせて県が徴収しています。徴収する住宅は順次拡大予定です。

注意事項

1. 県営住宅の駐車場使用については、定められた規則を守り**不正駐車等をしないでください。**
 また、一部の団地は駐車スペース等を自治会などが自主的に管理している場合がありますが、公営住宅法の改正に伴い自治会などの自主的管理から県管理に順次移行しています。
 駐車できる車の大きさは、長さが490cm以下、幅が180cm以下の車両と決まっています。
 規格を超えた車両の駐車は許可しません。家賃の他に別途駐車場使用料が発生します。
2. インターネット回線は県では整備していません。個人で引き込む場合は、住宅の自治会にご確認ください。
3. 退去の際は畳の表替え、ふすまの張替え等の所定の修繕費用が必要となります。この修繕費用は敷金での充当はできません。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については賃料が市場家賃程度の民間賃貸住宅を想定しているため、公的で低廉な賃料であるところの県営住宅には適用されません。退去される場合には県の定めた修繕費が必ず必要となりますのでご承知ください。
4. **毎月の家賃は必ず納期限（その月の月末）までに納付していただきます。**
 家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。
 また、緊急連絡先の方に家賃を滞納している旨を連絡したり、延滞金が加算されたりしますので、家賃は必ず毎月納期限までに納めてください。
5. **犬・猫・鳥などのペット類は、鳴き声や悪臭、動物の体毛の飛散によるアレルギー等のため近隣の入居者の方に多大なる迷惑をかけることになりますので、飼育はできません。（盲導犬等は除きます。）**
6. 民間アパート等と異なり、県営住宅に入居されますと自治会（町内会）に加入後、各種行事（清掃当番など）への参加が必要となります。（自治会費の支払いをお願いします。）
 また、自治会の役員に選出された場合（会長、会計等）は、その任を負っていただくことになります。
 ※自治会の活動は、入居者の方からの自治会費によって運営されています。自治会費も家賃と同様に、期日までにお支払いいただくことになります。
7. 県営住宅は、認められた同居家族だけが居住することができます。他の人に貸したり、入居の権利を他の人に譲ることはできません。不正入居の場合は、明渡しを求め、訴訟を提起することがあります。

連絡員について

愛知県住宅供給公社では、入居者の方と住宅供給公社・住宅管理事務所又は支所との間の連絡業務等をしていただくための「連絡員」を募集することがあります。

連絡員の募集についての詳細内容は、各受付場所（57・58ページ参照）までお問い合わせください。

1 連絡員業務について

基本は棟ごとの受持ちとなります。業務内容は、担当住宅に新しく入居する方への鍵渡し・空き部屋の維持管理・入居者の状況の把握、住宅敷地内にある施設の異常の際や事件事故発生の際の連絡、各種配布書類等の入居者への配布・回収、緊急的修繕の業者への連絡などが主な業務です。

2 申込資格

①一般向（普通県営住宅）申込資格（1・2・3・4・5）に該当していること。（10ページ参照）

②同居の親族と協同して、連絡員業務を支障なく遂行していただけること。

注：　常時不在がちの方、名義人が外国籍の方（同居の親族に、公社等からの連絡内容を入居者に伝えることのできる方がいる場合を除く。）生活保護受給世帯及び無職無収入世帯は除きます。

また、住宅の構造等から判断して、業務の遂行が困難と思われる方は除きます。

3 申込方法

申込書に必要事項を記入し、必要書類（20～22ページ参照）を添付のうえ、入居申込者ご本人又はご家族の方が各住宅管理事務所又は支所等（57・58ページ参照）に直接ご持参ください。代理人及び郵送での申込みはできません。（面談のうえ適任と認められた方のみとさせていただきます。）

4 連絡員手当

連絡員には、その業務の対価として「手当」が支給されます。

連絡員……1か月につき管理戸数1戸あたり100円

（例：50戸の棟であれば月に5,000円の手当となります。）

県営住宅の収入基準を超えた方、単身入居を希望される方に…

愛知県住宅供給公社の賃貸住宅のご案内

愛知県住宅供給公社では、県営住宅以外にも下記賃貸住宅の入居者を常時募集していますのでご検討ください。

●公社一般賃貸住宅

愛知県住宅供給公社が建設・所有し、管理する賃貸住宅です。

公社が定める申込資格・収入基準の条件をすべて備えていることが必要です。

◎詳しくは、公社 賃貸住宅課 公社住宅推進室 管理グループ ☎(052)954-1356へお問い合わせください。

【先着順受付中の県公社賃貸住宅の一例】 ※対象住宅及び家賃は変更となる場合があります。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃（円／月）	最寄の交通機関	単身入居
ココドール鳴子	名古屋市緑区鳴子町四丁目13番地	R８（新築）	５階建	有	1LDK・2K	有	88,000~90,000	地下鉄・鳴子北 徒歩約 11分	可
鳴子第6	名古屋市緑区鳴子町４丁目49	S54	７階建	有	3DK	有	56,300・59,300	地下鉄・鳴子北 徒歩約 12分	可
中切	名古屋市北区川中町４番３号	S59	５階建	無	2LDK・3DK	有	57,000~71,000	市バス・中切町四丁目 徒歩約 ２分	可
高道	名古屋市中村区高道町一丁目５番	S56	４・5階建	無	2LDK・3DK	有	65,000~70,000	地下鉄・本陣 徒歩約 ９分	可
当知東	名古屋市港区入場二丁目105番地	S52	10階建	有	1LDK～3DK	有	45,300~50,700	あおなみ線・港北 徒歩約 13分	可
平池	名古屋市名東区社が丘四丁目101番地	S55	７階建	有	2LDK・3DK	有	42,400~65,200	地下鉄・本郷 徒歩約 10分	可
山根台第１・第２	名古屋市天白区山根町232番地　他	S54	５階建	無	2LDK・3DK 2LDK+S(2P's)	有	46,200~79,600	地下鉄・相生山 徒歩約 13分	可
松河戸	春日井市小野町二丁目71番地	S49	７階建	有	2DK・3K	有	42,000	JR中央本線・勝川駅 徒歩約 11分	可
二ツ杁	清須市西枇杷島町芳野二丁目58-1	S58	８階建	有	2LDK・3DK	有	60,000・61,000	名鉄本線・二ツ杁 徒歩約 ５分	可
サンコート西枇杷島	清須市西枇杷島町泉40番地	H６・８	６・８階建	有	2K～3LDK	有	47,700~76,500	名鉄本線・西枇杷島 徒歩約 ７分	可
サンコート桃花台	小牧市城山三丁目３番地　他	H11～14	７・８階建	有	2LDK～3LDK	有	49,600~72,300	名鉄バス・桃花台東 徒歩約 ２分	可
菱野	瀬戸市菱野台一丁目１番地	S54	11階建	有	2LDK・3DK	有	39,300	名鉄バス・センター前 徒歩約 ２分	可
菱野第４	瀬戸市萩山台八丁目４番地	S54	５階建	無	3DK	有	46,000~51,000	名鉄バス・萩山台南 徒歩約 ５分	可
豊山	西春日井郡豊山町大字豊場字志水146-1	S46	11階建	有	1DK～3K	有	41,100~44,000	市バス・北部市場 徒歩約 ４分	可
第2富吉	海部郡蟹江町富吉４丁目113	S53	６・８階建	有	2LDK・3DK	有	46,300~49,800	近鉄名古屋線・富吉 徒歩約 2分	可
伊奈	豊川市美園二丁目10番地１	S47	５階建	無	2DK・3DK	有	29,500~36,100	名鉄本線・伊奈 徒歩約 14分	可

入居申込書記入例

●申込書等には、事実を正確に記入してください。
●記入は、すべてペンまたはボールペン(黒か青色インク)を使い、はっきり書いてください。
●※印の欄は、記入しないでください。

〈2026年度　第３回　常時募集〉
様式第１（第２条関係）　※記入方法は案内書27・28ページをご覧ください。

確認印		受付者印	

常時募集

県営住宅入居申込書

2026年 11月 2日

愛知県知事殿
愛知県住宅供給公社理事長様

ふりがな　あいちたろう　①
氏名　愛知太郎

県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、私又は同居する者が暴力団員であるときその他入居者資格を欠くときは、無効とされても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、私又は同居する者が暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会がなされることに同意します。

	入居希望地区	入居希望住宅	※区分	※受付番号	※順位	※住宅名	※住宅の番号
入居の希望	地区 名古屋 ②	県営 住宅 川中KC					

募集区分	申込区分（申し込む区分に○印を付けてください。）	
普通県営住宅	一般世帯向	福祉向 ③
	近居向（一般）	近居向（単身）
	身体障害者世帯向	
特別県営住宅	特別県営一般世帯向	

	住所	電話番号
申込者の現住所	郵便番号〒 460－0002 名古屋市中区丸の内三丁目19-30 ④ 荘号方	(052) 954－1361

	名称 ⑤	電話番号	所在市町村
申込者の勤務先	愛住商事株式会社 管理部 管理課	(052) 954－1362	名古屋市 町・村

	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	※過去１年間の所得金額
入居者の親族等 本人	愛知太郎		1990・2・10	36歳	会社員	円
同居しようとする者	ふりがな なごや はなこ 名古屋花子	婚約者	1993・3・2	33	○○○○年○月○日退職予定	
同居しようとする者	ふりがな ⑥		・・			
同居しようとする者	ふりがな		・・			
同居しようとする者	ふりがな		・・			
その他の扶養親族			・・			
その他の扶養親族			・・			

※特別控除該当者の数	障害者の数（うち特別障害者の数）	老人扶養親族の数	寡婦の数	ひとり親の数	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族の数
	人（　人）	人	人	人	人

福祉向に申し込みをされる方で、住民票・戸籍謄本・各種公的証明手帳で資格が確認できない世帯のみ下記の証明が必要です。

証明書（申請者は記入する必要がありません）	
	上記の者は、〔母子家庭・心身障害者世帯／炭鉱離職者世帯・父子家庭〕であることを証明します。 年　月　日 証明者職氏名

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。　2　※印欄には、記入しないこと。
3　愛知県県営住宅条例第45条第1項の規定による管理を行う県営住宅に係る申込みにあってはこの様式中「愛知県知事殿」を、

・所得課税証明書・貸貸借契約書・年金通知書
・世帯全員の住民票・扶養証明書・生活扶助料受給証明書
・健康保険証・退職証明書・戸籍謄本

福祉向に申込みされる方で、住民票・戸籍謄本・各種公的証明手帳で申込資格が確認できない世帯のみ、証明書欄に関係機関で証明を受けてください。（3ページ参照）

①

申込者の氏名とふりがなを記入してください。(住民票記載のもの)

②

募集住宅一覧表より希望する**地区及び住宅名を記入**してください。

③

申込む区分に○を付けてください。
各申込区分の申込資格をご確認ください。(10～13ページ参照)

④

郵便番号・現住所・電話番号を正確に記入してください。
ここに記入された住所に書類等を送付します。

⑤

勤務先の名称・電話番号・所在市町村名を記入してください。

⑥

申込者及び同居しようとする**親族全員の氏名・ふりがな・続柄**(例：妻・子)・**生年月日・年齢**(申込日現在の年齢)・**職業を記入**してください。
また、同居はしないが税法上扶養している親族があれば「その他の扶養親族」の欄に記入してください。
同居親族で婚約中の方は、続柄欄へ「婚約者」と記入してください。
「婚約者」の方で、退職予定の場合はその予定日を記入してください。

申込書裏面

⑦ (注) 下記の「様式１・２」については、前年１月２日以降に就職又は営業された方のみ、ご記入ください。

⑧

	現在の住宅の種類	住宅に困っている理由
住宅の状況	1．持ち家　6．公的住宅(公営住宅を除く) 2．民間借家　7．借間 ③ 民間アパート　8．寮 4．社宅　9．親族等の持ち家 5．公営住宅　10．その他(　　)	1．狭　い(１人当り　畳)　⑥ 居住環境不良 2．家賃が高い(月額　円)　7．他の世帯と同居 3．遠距離通勤(片道　分)　8．その他 4．立退き要求を受けている 5．婚約中(入籍予定　年　月　日)　(　　)

様式１(給与所得)

次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。

年　月　日
給与支給者　所在地
名称及び代表者氏名

氏名		採用年月日	年　月　日

申し込む月の前月から過去１年間の総支給額(いわゆる税込みの金額)							扶養者氏名
支給年月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	1．
給与	円	円	円	円	円	円	2．
賞与等	円	円	円	円	円	円	3．

※給与には一定額まで

⑦

該当する**項目の番号に○**を付け、記入箇所がある場合は記入してください。

1．持ち家　6．公的住宅(公営住宅を除く)
2．民間借家　7．借間
3．民間アパート　8．寮
4．社宅　9．親族等の持ち家
5．公営住宅　10．その他(　　)

⑧

該当する**項目の番号に○**を付け(複数可)、記入箇所がある場合は記入してください。

1．狭　い(１人当り　畳)　6．居住環境不良
2．家賃が高い(月額　円)　7．他の世帯と同居
3．遠距離通勤(片道　分)　8．その他
4．立退き要求を受けている　(　　)
5．婚約中(入籍予定　年　月　日)

募集住宅一覧表

地　　区	【戸数限定】一般向・福祉向	一般向・近居向・身体障害者世帯向・特別県営住宅
名古屋地区	31～33ページ	43～44ページ
尾張地区	34～35ページ	44～45ページ
一宮地区	36～37ページ	46～47ページ
海部地区	37ページ	なし
知多地区	38ページ	47～48ページ
西三河地区	39ページ	48ページ
知立地区	40ページ	49ページ
豊田加茂地区	41ページ	50ページ
東三河地区	42ページ	51ページ

定期募集追加受付について	52ページ

募集住宅一覧表の見方

❶　住宅名末尾のアルファベット記号は、住宅名が同じでも建設年度・間取り・設備仕様・家賃額等が異なることにより、申込区分を次の記号で区別しています。

記号	アルファベット記号の表示内容
A～H	一般世帯向の申込区分で、建設年度や間取り（2DK、3K、3DK等）により家賃額が異なりますので、A～Hの記号を付しています。
K（頭文字にKがつくものすべて）	平成7年度以前に建設された住宅で、床段差の解消や手すりの設置等の高齢者改善をおこなった住宅です。
RA～RH	老人同居・多家族世帯向の申込区分を、一般世帯向の申込区分へ変更した住宅です。
P	浴槽・風呂釜の設置がない住宅に浴槽及び給湯設備（浴室）を設置した部屋です。
Q	浴槽・風呂釜の設置がない住宅に浴槽及び給湯設備（浴室・台所）を設置した部屋です。
Y	身体障害者世帯向の申込区分を示しています。
T	特別県営住宅です。申込みには世帯の収入基準額が普通県営住宅と一部異なります。（18ページ参照）

＊間取り等の詳細につきましては、各住宅管理事務所又は支所等へお問い合わせください。なお、入居開始年の違いにより占有面積に違いがあります。

＊一覧表には上記のアルファベット記号の中で、募集予定の住宅名末尾のアルファベット記号のみ掲載しています。

❷　間取り欄の説明　Ｋ……台所（食卓セットをおける余裕がありません。）
ＤＫ……台所兼食事室（台所に少し余裕があります。）
ＬＤＫ…居間台所兼食事室（Ｌは居間のことです。）

❸　入居開始年欄の数字は〈63→昭和63年・H2→平成2年・R3→令和3年〉です。

❹　普通県営住宅の家賃について
　所得月額に応じた家賃となります。
　契約時の家賃は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
❺　県営住宅には網戸・照明器具などは用意していません。設置・修繕は入居者の費用負担になります。
❻　一覧表の入居開始年が昭和61年以前の住宅は、浴槽・風呂釜をご自身で用意する必要がありますので、あらかじめご承知ください。前入居者が使用していた中古品の浴槽・風呂釜が残してある場合もありますが修理・点検・故障などはご自身の費用負担で専門の修理業者へ依頼していただくことになります。
　昭和61年以降の住宅は県の設備として浴槽・風呂釜を設置しています。
❼　一覧表で基本的に６階建以上の住宅はエレベーターを設置しています。
　ただし、各階停止しないエレベーターのある住宅があります。
　エレベーターのある住宅は維持管理費などが必要ですので、共益費がやや高めになりますことをあらかじめご承知ください。
❽　古い県営住宅は、計画的に建替えています。取り壊し計画による住宅の住人の方が、近隣の住宅や同住宅の別棟への移転居住の為に空室を優先確保している場合があります。そのため、外観が空室のように見えても募集できないことがありますのでご承知ください。
❾　一部の県営住宅では、建物の改善工事を行っており、騒音が発生することがありますのでご承知ください。
❿　駐車場使用料欄に金額の記載がある住宅の駐車場は愛知県の管理となっており有料です。
　駐車場使用料欄が空欄の住宅は県が管理していません。
　なお、金額の記載のない住宅でも今後、駐車場が県の管理となり有料となる場合がありますのであらかじめご承知ください。
　駐車場使用料欄の※印の記載がある住宅は、１住宅１台分の駐車場はありません。
　入居時に駐車場の空きがない場合、駐車場をお貸しできませんので民間駐車場等を個人で契約していただく必要があります。
　※印のない住宅は、１住宅1台分の駐車場を確保しています。
　駐車できる車の大きさは、長さが 490cm 以下、幅が 180cm 以下と決まっています。
　愛知県では、水害のない街づくりを目指しており、駐車場に雨水を一時的に貯めて流出抑制を図る対策工事を行うことになっていますので、大雨時には雨水が溜まることがありますがご了承ください。
⓫　家賃以外に共益費（共用部の電気使用料、エレベーター等の保守管理費など）の支払いが必要となります。
　附帯設備使用料欄に「自治会」と記載のある住宅は、共益費を必ず自治会へ支払う必要があります。
　附帯設備使用料欄に金額の記載のある住宅は、共益費を県が徴収しています。
　ただし、県が徴収する共益費以外にも自治会へ支払う自治会費等があります。
　今後も共益費を県が徴収する住宅を順次拡大予定です。
⓬　地震や大規模水害といった自然災害から命を守るためには、事前の備えが重要です。
　国土交通省では防災に役立つ様々なリスク情報や市区町村が作成したハザードマップをインターネット上で公開していますので、申込み前にご確認ください。
ハザードマップポータルサイト（https://disaportal.gsi.go.jp/）
⓭　下記の住宅には、高齢者福祉施設・社会福祉事業施設が併設されています。
　・西御堂住宅（一宮市）　・金田住宅（豊橋市）　・稲荷北住宅（豊川市）
　・弁天住宅（新城市）　・手呂住宅（豊田市）　・牛久保住宅（豊川市）

※　過去に室内死亡等があった空住戸について定期募集に載っている住戸以外でも随時募集する場合もありますので、詳細については管轄の住宅管理事務所又は支所等までお問い合わせください。申込みの際は、その旨をよくご理解のうえお申込みください。（家賃の減額はありません。）

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

募集住宅(戸数限定)は、一般向・福祉向のいずれかで先着順に受付をし、募集戸数に達し次第受付終了となります。

ただし、募集戸数に達した住宅でも辞退等により再度募集可能となった住宅が発生した場合や新たに募集可能な空家が発生した場合は、募集住宅を追加することもありますので、詳しくは管轄する住宅管理事務所又は支所等へお尋ねください。

地区	名古屋地区
Area	NAGOYA

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

名古屋尾張住宅管理事務所

電話(052)973-1791

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

注 下記住宅では、建物の改善工事を行っており、騒音が発生することがあります。

・包里住宅　・当知住宅　・伝治山住宅　・高針住宅

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
味鋺東A AJIMAHIGASHI A	北区東味鋺三丁目1319 他	3	60	4･5階建	×	3DK	×	25,300~49,600	名鉄電車・味鋺 500m	4,600	自治会
織部KC ORIBE KC	北区織部町1-9	3	53	10~14階建	○	3DK	×	19,600~38,400	市バス･御成通三丁目 100m	※7,500	2,300
川中A KAWANAKA A	北区中切町6丁目11	3	54	5階建	×	3DK	×	21,700~42,500	市バス・中切町 500m		800
川中KC KAWANAKA KC	北区中切町五丁目1	5	54	8階建	○	3DK	×	19,600~38,500	市バス・中切町 500m		2,200
辻町KC TSUJIMACHI KC	北区辻町一丁目8 他	10	55~59	4~10階建	○	3DK	×	25,300~53,900	市バス・辻本通 100m		自治会
矢田KC YADA KC	北区山田四丁目16番17号	3	59	11~12階建	○	3DK	×	20,200~40,600	地下鉄・大曽根 1,000m	※5,700	1,900
大畑A OOHATA A	中川区大畑町一丁目3	3	51･53	5階建	×	3K	×	18,300~36,700	市バス･長良中学校 30m	7,000	700
中川KC NAKAGAWA KC	中川区中島新町二丁目801	10	49･52	8階建	○	3K~3DK	×	14,900~36,700	市バス・中川住宅 100m		自治会
八神KC YAGAMI KC	中川区八神町5丁目1番地	1	53	8階建	○	3DK	×	18,700~36,700	市バス・篠原橋 200m		自治会
助光KC SUKEMITSU KC	中川区助光二丁目701	10	53	8階建	○	3DK	×	18,500~36,400	近鉄電車・伏屋 700m		自治会
注 包里KC KANOSATO KC	中川区かの里二丁目701	5	53	5階建	○	3DK	×	17,700~34,700	近鉄電車・戸田 1,500m	※5,300	自治会
西前田A NISHIMAEDA A	中川区前田西町二丁目201	10	54	4階建	×	3DK	×	19,300~38,000	近鉄電車・伏屋 500m		自治会
西前田KC NISHIMAEDA KC	中川区前田西町二丁目201	3	54	7階建	○	3DK	×	19,300~38,000	近鉄電車・伏屋 500m		自治会
東起KC HIGASHIOKOSHI KC	中川区東起町四丁目160	2	55	5階建	○	3DK	×	19,500~38,400	市バス・明正 200m	5,500	自治会
西前田第二A NISHIMAEDA DAINI A	中川区前田西町三丁目1401	10	55	4･5階建	×	3DK	×	18,400~37,600	近鉄電車・伏屋 600m	※4,100	800

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
伏屋第一KC FUSHIYA DAIICHI KC	中川区西伏屋 三丁目401	10	56	7階建	○	3DK	×	19,100~37,500	近鉄電車・伏屋 800m	※ 4,700	自治会
伏屋第二A FUSHIYA DAINI A	中川区西伏屋 一丁目401	10	57	5階建	×	3DK	×	23,000~45,100	近鉄電車・伏屋 1,100m	※ 4,600	500
伏屋第二KC FUSHIYA DAINI KC	中川区西伏屋 一丁目401	10	57	7階建	○	3DK	×	19,300~37,900	近鉄電車・伏屋 1,100m	※ 4,600	1,600
万場東KC MANBA HIGASHI KC	中川区万場 一丁目1101	7	58	6~8階建	○	3DK	×	19,900~39,100	市バス・万場大橋 200m	※ 4,100	2,100
戸田西A TODANISHI A	中川区戸田西 二丁目901	10	58	3·4階建	×	3DK	×	23,400~48,400	近鉄電車・戸田 1,200m	4,100	自治会
戸田北A TODAKITA A	中川区戸田明正 二丁目2901	5	H2	4階建	×	3DK	○	26,200~51,500	市バス・戸田荘 10m	3,400	900
㊟ 当知KC TOUCHI KC	港区当知 三丁目3801 他	10	50·51	8階建	○	3K	×	13,600~28,800	市バス·当知住宅すぐ	※ 4,900	1,600
㊟ 当知Q TOUCHI Q	港区当知 三丁目3801	2	51	8階建	○	3K	○	15,700~31,800	市バス·当知住宅すぐ	※ 4,900	1,600
南陽第一KC NANYOU DAIICHI KC	港区知多 三丁目201	10	54	7·8階建	○	3DK	×	19,300~37,900	市バス・小西 100m		1,800
南陽第二KC NANYOU DAINI KC	港区八百島 二丁目1901	10	55	5階建	○	3DK	×	19,900~39,100	市バス・八百島 200m		1,500
小碓A OUSU A	港区小碓 四丁目311	5	58	4階建	×	3DK	×	20,100~39,500	市バス·小碓四丁目 400m	※ 6,800	自治会
木場南A KIBAMINAMI A	港区木場町9-3	5	H7	8階建	○	3DK	○	30,000~59,000	市バス・竜宮町 350m	3,700	1,700
中割KC NAKAWARI KC	南区中割町 四丁目89	4	48	7階建	○	3K	×	14,300~28,200	市バス・浜田町 200m	※ 7,200	2,100
鳴浜KC NARUHAMA KC	南区鳴浜町 四丁目1	3	55	8階建	○	3DK	×	19,800~38,800	市バス·三吉町三丁目 400m		自治会
三吉KC MIYOSHI KC	南区三吉町 二丁目84-1	2	55	4階建	○	3DK	×	20,700~40,700	市バス·三吉町三丁目 300m		自治会
三条KC SANJOU KC	南区三条 一丁目6-1 他	3	59·60	10·11階建	○	3DK	×	24,200~48,800	市バス·南陽通四丁目 200m	※ 5,700	自治会
喜多山西A KITAYAMANISHI A	守山区小幡 五丁目12-34	1	61·63	4階建	×	3DK	○	26,100~52,000	名鉄電車・喜多山 400m	※ 5,600	自治会
幸心A KOUSHIN A	守山区幸心 四丁目201	4	51·52	4·5階建	×	3K	×	15,900~35,000	市バス・幸心 200m	※ 4,100	自治会
幸心B KOUSHIN B	守山区幸心 四丁目201	4	58·59	4·5階建	×	3DK	×	24,100~48,800	市バス・幸心 200m	※ 4,100	自治会
大森向KC OOMORIMUKAI KC	守山区天子田 三丁目601 他	10	46·47	7·8階建	○	3K	×	14,200~28,500	市バス・天子田 100m		自治会
大森向P OOMORIMUKAI P	守山区天子田 三丁目601 他	3	46·47	7·8階建	○	3K	○	16,800~32,900	市バス・天子田 100m		自治会
新守山KC SHINMORIYAMA KC	守山区 西川原町315	2	55	5階建	○	3DK	×	19,400~38,200	JR・新守山 700m	5,100	自治会
黒石東A KUROISHIHIGASHI A	守山区森孝東 二丁目401	10	56	4階建	×	3DK	×	21,000~41,300	名鉄バス・黒石 500m	4,100	自治会
吉根A KIKKO A	守山区 青山台502	10	58	4階建	×	3DK	×	19,300~38,600	市バス・吉根住宅 100m	4,100	自治会
高坪KC TAKATSUBO KC	守山区瀬古 二丁目401	5	58	8階建	○	3DK	×	19,400~38,000	市バス・三階橋北 500m	※ 5,400	1,800

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
三軒家A SANGENYA A	守山区森孝四丁目516	10	60	3･4階建	×	3DK	×	25,000~49,000	市バス・三軒家 200m	※ 3,400	自治会
㊟ 伝治山KC DENJIYAMA KC	緑区鳴海町字伝治山1-5	10	49･50	8階建	○	3K	×	14,600~29,200	市バス・伝治山 200m	※ 5,600	自治会
㊟ 伝治山P DENJIYAMA P	緑区鳴海町字伝治山1-5	2	49	8階建	○	3K	○	16,000~31,500	市バス・伝治山 200m	※ 5,600	自治会
緑黒石A MIDORIKUROISHI A	緑区桃山三丁目1301 他	10	53	5階建	×	3DK	×	18,200~40,800	地下鉄・神沢 100m	※ 4,600	700
北平部KC KITAHIRABU KC	緑区大高町字北平部1-66	3	56	8階建	○	3DK	×	18,900~37,100	市バス・西有松 30m	※ 5,100	自治会
諏訪山A SUWAYAMA A	緑区青山二丁目18	10	56	5階建	×	3DK	×	24,200~47,400	市バス・緑区役所 300m	5,100	自治会
㊟ 高針KC TAKABARI KC	名東区牧の里三丁目401 他	10	52･53	7･8階建	○	3DK	×	17,300~35,300	市バス・高針 700m	※ 5,100	2,300
㊟ 高針P TAKABARI P	名東区牧の里三丁目401 他	1	52･53	7･8階建	○	3DK	○	18,500~38,200	市バス・高針 700m	※ 5,100	2,300
梅森坂A UMEMORIZAKA A	名東区梅森坂西一丁目503	10	60	3階建	×	3DK	×	20,100~39,500	市バス･東名古屋病院 600m		自治会
天白植田A TENPAKUUEDA A	天白区梅が丘五丁目201 他	7	63	4･5階建	×	3DK	○	26,400~56,500	地下鉄・原 1,100m	※ 5,000	自治会

地区	尾張地区
Area	OWARI

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

名古屋尾張住宅管理事務所

電話(052)973-1791

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
瀬戸(せと) P SETO P	瀬戸市小田妻町一丁目273	1	56	5階建	×	3DK	○	19,900~39,100	名鉄瀬戸線・新瀬戸 2,900m	4,400	自治会
萩山台(はぎやまだい) B HAGIYAMADAI B	瀬戸市萩山台七丁目1 他	10	48	5階建	×	3DK	×	12,000~23,700	名鉄バス・せと在宅福祉センター前 300m	※3,700	自治会
八幡台(はちまんだい) A HACHIMANDAI A	瀬戸市八幡台二丁目2 他	10	49·50	5階建	×	3K	×	13,800~30,200	名鉄バス・八幡台東 200m		自治会
八幡台(はちまんだい) KC HACHIMANDAI KC	瀬戸市八幡台二丁目1 他	10	51	8階建	○	3K	×	12,700~28,800	名鉄バス・八幡台東 200m		自治会
西山(にしやま) A NISHIYAMA A	瀬戸市西山町2丁目62	10	58	5階建	×	3DK	×	16,800~32,900	名鉄電車・三郷 1,500m	3,300	1,000
西山(にしやま) P NISHIYAMA P	瀬戸市西山町2丁目62	1	58	5階建	×	3DK	○	17,400~34,300	名鉄電車・三郷 1,500m	3,300	1,000
東高森台(ひがしたかもりだい) C HIGASHITAKAMORIDAI C	春日井市高森台七丁目1-2	8	H2	5階建	×	3DK	○	21,100~41,400	名鉄バス・石尾台北 200m	※4,700	700
浅山(あさやま) A ASAYAMA A	春日井市浅山町2丁目4	4	52·53	4·5階建	×	3DK	×	17,000~34,000	名鉄バス・浅山町すぐ前	4,700	600
松原(まつばら) A MATSUBARA A	春日井市東野町西3丁目5-1	10	53·54	5階建	×	3DK	×	17,100~33,700	名鉄バス・東野町 600m	4,100	自治会
松山(まつやま) A MATSUYAMA A	春日井市如意申町七丁目7-10 他	1	61	4階建	×	3DK	×	17,400~40,600	名鉄バス・稲口 400m	※3,800	自治会
八田(はった) RA HATTA RA	春日井市八田町五丁目16-3	1	H8	8階建	○	4DK	○	30,300~59,400	名鉄バス・八田 600m	4,200	2,000
小牧(こまき) A KOMAKI A	小牧市東田中772-1 他	4	52·53	5階建	×	3DK	×	16,800~33,600	名鉄電車・小牧原 350m	4,100	自治会
北外山(きたとやま) A KITATOYAMA A	小牧市大字北外山2735-2	1	55	3階建	×	3DK	×	19,500~38,200	名鉄電車・間内 400m	2,700	自治会
古雅第二(こがだいに) A KOGA DAINI A	小牧市古雅二丁目25	1	58·60	3·4階建	×	2LDK	×	20,000~42,700	名鉄バス・桃花台センター 300m	※3,800	自治会
古雅第二(こがだいに) B KOGA DAINI B	小牧市古雅二丁目25	8	58·60	3·4階建	×	3DK	×	19,900~44,800	名鉄バス・桃花台センター 300m	※3,800	自治会
古雅第二(こがだいに) C KOGA DAINI C	小牧市古雅二丁目25	2	58·60	3·4階建	×	3LDK	×	25,100~51,600	名鉄バス・桃花台センター 300m	※3,800	自治会
古雅第二(こがだいに) RD KOGA DAINI RD	小牧市古雅二丁目25	4	58·60	3·4階建	×	4DK	×	25,800~51,500	名鉄バス・桃花台センター 300m	※3,800	自治会
篠岡(しのおか) A SHINOOKA A	小牧市篠岡一丁目6	5	62·63	3·4階建	×	3DK	○	22,200~46,200	名鉄バス・桃花台センター 50m	3,800	500
篠岡(しのおか) KA SHINOOKA KA	小牧市篠岡一丁目6	2	62	6~12階建	○	3DK	○	20,700~48,700	名鉄バス・桃花台センター 50m	3,800	1,900

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
篠岡第二A SHINOOKA DAINI A	小牧市篠岡一丁目12-2 他	10	H1･2	4階建	×	3DK	○	22,400~44,600	名鉄バス･桃花台センター 200m	3,400	500
城山KA SHIROYAMA KA	小牧市城山五丁目115	10	H3	4~9階建	○	3DK	○	23,000~45,800	名鉄バス･桃ケ丘1丁目 50m	3,700	2,700
城山第二B SHIROYAMA DAINI B	小牧市城山二丁目8	10	H3･4	4階建	×	3DK	○	23,200~46,900	都市間高速バス･桃花台 200m	3,100	600
城山第二C SHIROYAMA DAINI C	小牧市城山二丁目8	5	H5	10階建	○	3DK	○	23,600~46,400	都市間高速バス･桃花台 200m	3,100	2,800
城山第三A SHIROYAMA DAISAN A	小牧市城山二丁目7	10	H7	4階建	×	3DK	○	25,500~50,100	都市間高速バス･桃花台 400m	3,500	600
光ヶ丘A HIKARIGAOKA A	小牧市光ケ丘五丁目10	10	H5	4階建	×	3DK	○	23,800~46,800	名鉄バス･桃花台東 400m	3,400	自治会
光ヶ丘第二A HIKARIGAOKA DAINI A	小牧市光ケ丘五丁目22	10	H8･9	7･10階建	○	3DK	○	24,800~51,500	都市間高速バス･桃花台 100m	2,900	2,000
旭A ASAHI A	尾張旭市平子町西385	10	54･55	3階建	×	3DK	×	20,600~41,100	名鉄電車・旭前 1,000m		800
旭B ASAHI B	尾張旭市平子町西385	1	63~H3	3階建	×	3DK	○	24,700~50,000	名鉄電車・旭前 1,000m		800
長久手A NAGAKUTE A	長久手市井堀1101	1	53	5階建	×	2DK	×	17,100~33,500	名鉄バス･長久手住宅すぐ	※3,800	900
長久手B NAGAKUTE B	長久手市井堀1101	3	53	5階建	×	2LDK	×	20,600~42,200	名鉄バス･長久手住宅すぐ	※3,800	900
長久手C NAGAKUTE C	長久手市井堀1101	5	52	4階建	×	3DK	×	19,100~38,000	名鉄バス･長久手住宅すぐ	※3,800	900
東原山A HIGASHIHARAYAMA A	長久手市東原山1-1	2	56	3･4階建	×	3DK	×	18,000~35,300	地下鉄・藤が丘 800m	5,100	自治会
清洲A KIYOSU A	清須市花水木二丁目3-1	1	62	3･5階建	×	3DK	○	23,000~45,100	名鉄電車・新清洲 600m	3,900	自治会
新川KA SHINKAWA KA	清須市下河原1034	3	H1･2	5階建	○	3DK	○	22,800~45,400	名鉄電車・新川橋 1,200m	※3,900	3,600
鍋片A NABEKATA A	清須市鍋片三丁目100	2	60	3･5階建	×	3DK	×	22,400~48,000	名鉄電車・丸ノ内 500m	4,100	自治会
諸輪A MOROWA A	東郷町大字諸輪字北木戸西48-509	1	H14~H17	5~7階建	○	2DK	○	22,500~45,700	名鉄電車・米野木 1,200m	4,000	4,500
諸輪B MOROWA B	東郷町大字諸輪字北木戸西48-509	1	H14~H17	5~7階建	○	3DK	○	28,900~58,000	名鉄電車・米野木 1,200m	4,000	4,500

地区	一 宮 地 区
Area	ICHINOMIYA

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所

電話(0586)28-5411

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
西御堂(にしみどう) A NISHIMIDOU A	一宮市萩原町西御堂字虫祭2	2	H12～23	6～10階建	○	3DK	○	24,900～52,000	名鉄電車・萩原 2,000m	2,600	自治会
西御堂(にしみどう) B NISHIMIDOU B	一宮市萩原町西御堂字虫祭2	1	H12～23	6～10階建	○	2DK	○	20,000～40,800	名鉄電車・萩原 2,000m	2,600	自治会
浅井(あざい) A AZAI A	一宮市浅井町尾関字長田1	3	H15～26	8･9階建	○	3DK	○	25,100～52,900	名鉄バス・一宮北高校口 300m	3,000	5,500
浅井(あざい) B AZAI B	一宮市浅井町尾関字長田1	1	H15～26	8･9階建	○	2DK	○	20,300～41,300	名鉄バス・一宮北高校口 300m	3,000	5,500
平島(ひらしま) KC HIRASHIMA KC	一宮市平島一丁目16	2	52	8階建	○	3K	×	14,300～28,600	名鉄バス・平島住宅 250m	※ 4,100	1,800
南あずら(みなみ) A MINAMIAZURA A	一宮市あずら三丁目1	1	54	4･5階建	×	3DK	×	17,500～34,300	名鉄バス・一宮せんい団地 600m		自治会
浅野(あさの) A ASANO A	一宮市浅野字青石8 他	1	56	5階建	×	3DK	×	15,300～31,400	名鉄バス・馬見塚 100m	4,100	自治会
苅安賀(かりやすか) KC KARIYASUKA KC	一宮市苅安賀一丁目16	1	57	4～6階建	○	3DK	×	16,200～32,600	名鉄電車・観音寺 400m	※ 3,800	自治会
一宮北(いちのみやきた) KC ICHINOMIYAKITA KC	一宮市佐千原字南切野4-1	1	60	5･7階建	○	3DK	×	19,500～42,500	名鉄バス・佐千原 40m	3,000	4,400
羽黒(はぐろ) A HAGURO A	犬山市大字羽黒字上前川原4-1 他	1	56･57	4･5階建	×	3DK	×	19,100～39,900	名鉄電車・羽黒 400m	3,300	自治会
楽田(がくでん) A GAKUDEN A	犬山市字東北野94-1	10	52	5階建	×	3K	×	13,000～28,900	名鉄電車・楽田 800m	※ 2,500	自治会
楽田(がくでん) B GAKUDEN B	犬山市字東北野94-1 他	10	54～56	5階建	×	3DK	×	15,900～36,800	名鉄電車・楽田 800m	※ 2,500	自治会
楽田(がくでん) P GAKUDEN P	犬山市字東北野94-1	1	52	5階建	×	3K	○	14,500～31,400	名鉄電車・楽田 800m	※ 2,500	自治会
布袋(ほてい) A HOTEI A	江南市五明町石橋133	1	62･63	3･4階建	×	3DK	○	21,400～42,500	名鉄電車・布袋 800m	4,100	自治会
東野(ひがしの) KA HIGASHINO KA	江南市東野町鐘鋳山81	1	H2	5階建	○	3DK	○	21,100～41,400	名鉄バス・東野口 150m	※ 2,600	自治会
東野(ひがしの) A HIGASHINO A	江南市東野町鐘鋳山81	5	56	5階建	×	3DK	×	18,600～36,500	名鉄バス・東野口 150m	※ 2,600	自治会
東野(ひがしの) B HIGASHINO B	江南市東野町鐘鋳山81	1	H3	4階建	×	3DK	○	21,900～43,000	名鉄バス・東野口 150m	※ 2,600	自治会
宮後(みやうしろ) A MIYAUSHIRO A	江南市宮後町清水128	10	57～59	3･4階建	×	3DK	×	20,400～41,400	名鉄電車・江南 1,500m		自治会
宮後(みやうしろ) B MIYAUSHIRO B	江南市宮後町清水128	1	H3･5	3･4階建	×	3DK	○	24,100～47,900	名鉄電車・江南 1,500m		自治会

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
松竹A MATSUTAKE A	江南市松竹町米野18	10	59･60	4階建	×	3DK	×	20,100~40,100	名鉄電車・江南 1,600m	3,000	700
高御堂KC TAKAMIDOU KC	稲沢市高御堂十丁目2	5	49･50	8階建	○	3K	×	13,000~26,400	名鉄電車・国府宮 1,000m		自治会
朝府A AZABU A	稲沢市朝府町16-34 他	1	H6･7	7･8階建	○	3DK	○	25,900~53,300	名鉄バス･稲沢市役所前 200m	4,100	自治会
鈴井A SUZUI A	岩倉市鈴井町西新溝廻間32-1	1	61･62	4階建	×	3DK	○	21,500~42,800	名鉄電車・岩倉 1,000m	4,300	自治会
大口A OOGUCHI A	大口町垣田8	5	56～58	3･4階建	×	3DK	×	15,600~31,100	名鉄電車・柏森 1,000m	※ 3,000	900
扶桑A FUSOU A	扶桑町大字高雄字南東川161	7	57･58	3階建	×	3DK	×	18,900~37,700	名鉄電車・扶桑 600m	3,500	自治会
高雄A TAKAO A	扶桑町大字高雄字中屋敷93	7	59･60	3階建	×	3DK	×	19,700~42,900	名鉄電車・扶桑 800m	3,700	自治会

地区 **海部地区**

Area **AMA**

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing

申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所
名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在
電話(0567)24-7330

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
津島A TSUSHIMA A	津島市老松町104-1	1	53･54	4･5階建	×	3DK	×	16,300~32,000	名鉄電車・日比野 1,200m		自治会
唐臼A KARAUSU A	津島市唐臼町西島71-2 他	2	H4~6	4階建	×	3DK	○	22,800~45,900	名鉄バス･唐臼住宅前	2,600	自治会
草平A KUSAHIRA A	愛西市草平町新佐屋川30-1	1	H5･8	5階建	○	3DK	○	20,700~41,700	名鉄電車・町方 2,000m	2,200	3,700
草平B KUSAHIRA B	愛西市草平町新佐屋川30-1	2	H9･11	3階建	×	3DK	○	23,100~45,600	名鉄電車・町方 2,000m	2,200	2,900

地区	知多地区
Area	CHITA

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所

電話(0569)23-2716

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
西亀崎A NISHIKAMEZAKI A	半田市一本木町2丁目1	2	62･63	3･4階建	×	3DK	○	22,100~44,100	JR武豊線・亀崎 750m	※ 3,000	800
長根A NAGANE A	半田市長根町3丁目1	3	52	5階建	×	3K	×	10,700~21,600	知多乗合バス･一ノ草病院前 150m	※ 3,300	800
半田A HANDA A	半田市東洋町2丁目46	3	55	5階建	×	3DK	×	15,500~33,700	JR武豊線・半田 700m	3,800	800
半田康衛KA HANDAKOUEI KA	半田市瑞穂町6丁目7-10	2	H3	8階建	○	3DK	○	22,300~43,900	知多乗合バス･半田市役所前 1,000m	3,300	自治会
古千代A KOCHIYO A	常滑市南古千代3-3	2	60	5階建	×	3DK	×	20,600~44,100	名鉄常滑線・常滑 1,200m	※ 2,400	600
名和A NAWA A	東海市名和町中前後10-1	2	55	5階建	×	3DK	×	17,500~34,500	らんらんバス･新上野ヶ丘 300m	4,200	自治会
名和東KC NAWAHIGASHI KC	東海市名和町前郷24-1	2	58	5階建	○	3DK	×	17,100~34,300	らんらんバス･平地公園 150m	4,200	2,100
梶田A KAJITA A	大府市梶田町3丁目143-2	2	60･61	4･5階建	×	3DK	×	22,400~44,000	JR東海道本線･共和 1,500m	3,300	自治会
岡田A OKADA A	知多市岡田字宝ノ脇1-1	3	51	5階建	×	3K	×	13,000~25,500	知多乗合バス･中田すぐ前	3,100	自治会
東浦A HIGASHIURA A	知多郡東浦町大字石浜字三本松1-1	5	H13~R3	3~10階建	○	2DK	○	21,600~46,200	JR武豊線・石浜 1,200m	3,800	2,300
廻間A HAZAMA A	知多郡武豊町字廻間1-1	3	57	3~5階建	×	3DK	×	19,000~37,700	名鉄河和線･知多武豊 2,000m	※ 3,200	700

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

地区	西三河地区
Area	NISHIMIKAWA

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

三河住宅管理事務所

電話(0564)23-1863

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
鴨田B KAMODA B	岡崎市鴨田町字山畔1-36	1	H2・H3	5階建	×	3DK	○	22,100~44,700	名鉄バス・鴨田住宅前 400m	3,900	自治会
鴨田RF KAMODA RF	岡崎市鴨田町字山畔1-36	1	H3	5階建	×	4DK	○	27,100~53,200	名鉄バス・鴨田住宅前 400m	3,900	自治会
本宿A MOTOJUKU A	岡崎市本宿町字棚田1-6	10	50	5階建	×	3K	×	9,400~18,900	名鉄電車・本宿 1,000m		自治会
八ツ面A YATSUOMOTE A	西尾市八ツ面町麓20-16	7	59	4階建	×	3DK	×	20,900~41,100	西尾市コミュニティバス・八ツ面住宅南 100m		600
寺津A TERAZU A	西尾市寺津町田地山25	1	56・57	3階建	×	3DK	×	20,700~41,200	西尾市コミュニティバス・田地山住宅 50m		自治会
新渡場A SHINTOBA A	西尾市新渡場町中切20-11	3	57	5階建	×	3DK	×	17,100~33,600	名鉄電車・米津 600m		自治会
六栗A MUTSUKURI A	額田郡幸田町大字六栗字八幡2-2 他	1	H3~H6	3階建	×	3DK	○	22,200~44,800	JR電車・幸田 1,000m	1,700	自治会

地区	知立地区
Area	CHIRYU

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

三河住宅管理事務所 知立支所

電話(0566)84-5677

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
西新井(にしあらい) A NISHIARAI A	碧南市三度山町2丁目21	1	56	5階建	×	3DK	×	17,800~34,900	名鉄電車・北新川 2,000m	4,100	自治会
金山(かなやま) A KANAYAMA A	碧南市金山町4丁目18	4	57	5階建	×	3DK	×	16,500~32,500	名鉄電車・北新川 1,400m	3,800	自治会
新田(しんでん) A SHINDEN A	刈谷市新田町6丁目2-1	1	H7	4階建	×	3DK	○	26,900~55,300	名鉄電車・一ツ木 1,800m	3,700	900
秋葉(あきば) A AKIBA A	安城市安城町秋葉西3-5	1	58･59	3･4階建	×	3DK	×	20,400~44,300	名鉄電車・南安城 1,500m	3,400	自治会
秋葉(あきば) B AKIBA B	安城市安城町栗ノ木4-1	2	H8	4階建	×	3DK	○	25,100~53,000	名鉄電車・南安城 1,500m	3,400	自治会
古井(ふるい) A FURUI A	安城市古井町一本木1-1	4	61~H4	4階建	×	3DK	○	20,900~45,400	名鉄電車･碧海古井 400m	3,400	自治会
古井(ふるい) B FURUI B	安城市古井町一本木1-1	3	60	4階建	×	3DK	×	20,600~40,400	名鉄電車･碧海古井 400m	3,400	自治会
高取(たかとり) A TAKATORI A	高浜市本郷町1丁目3-1	3	57･58	3階建	×	3DK	×	19,900~39,700	名鉄電車･三河高浜 1,200m	3,000	自治会
吉浜(よしはま) A YOSHIHAMA A	高浜市八幡町3丁目1-5	2	54･55	3･5階建	×	3DK	×	17,300~34,600	名鉄電車・吉浜 700m	※ 3,500	2,600
吉浜(よしはま) B YOSHIHAMA B	高浜市八幡町3丁目1-5	1	63~H4	4階建	×	3DK	○	22,600~49,300	名鉄電車・吉浜 700m	※ 3,500	2,600
横浜(よこはま) A YOKOHAMA A	高浜市田戸町2丁目6-40	2	58	5階建	×	3DK	×	20,100~43,000	名鉄電車・高浜港 1,000m	3,000	自治会

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表(戸数限定)

地区	豊田加茂地区
Area	TOYOTAKAMO

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

三河住宅管理事務所 豊田加茂支所

電話(0565)34-2001

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
鴛鴨(おしかも) A OSHIKAMO A	豊田市豊栄町九丁目66	1	60・61	5階建	×	3DK	×	20,300~40,600	愛知環状鉄道・末野原 600m	3,100	自治会
宮上(みやがみ) A MIYAGAMI A	豊田市宮上町七丁目105-1	2	56～58	4階建	×	3DK	×	17,400~38,800	名鉄バス・宮上町 300m	3,800	800
猿投(さなげ) A SANAGE A	豊田市青木町五丁目135	1	57	3階建	×	3DK	×	16,600~32,500	名鉄三河線・猿投 1,000m	3,700	自治会
宮上北(みやがみきた) A MIYAGAMIKITA A	豊田市宮上町五丁目2	1	59	3・4階建	×	3DK	×	19,700~38,800	名鉄バス・宮上町 200m	3,800	自治会
堤(つつみ) A TSUTSUMI A	豊田市堤町宮畔63	4	61	4階建	×	3DK	×	20,400~43,700	名鉄三河線・竹村 3,000m	※ 2,800	2,600
堤(つつみ) B TSUTSUMI B	豊田市堤町宮畔63	1	62・H4	4階建	×	3DK	○	20,700~43,600	名鉄三河線・竹村 3,000m	※ 2,800	2,600
宮口上(みやぐちかみ) A MIYAGUCHIKAMI A	豊田市宮上町二丁目18	1	63・H1～H3	4階建	×	3DK	○	22,200~46,200	おいでんバス・朝日町四丁目 500m	※ 5,100	1,000
渋谷(しぶや) A SHIBUYA A	豊田市東山町二丁目1051-2	1	61	4階建	×	3DK	×	22,200~47,500	おいでんバス・東山住宅すぐ		自治会
渋谷(しぶや) D SHIBUYA D	豊田市東山町二丁目1051-2	2	62	4階建	×	3DK	○	22,500~48,200	おいでんバス・東山住宅すぐ		自治会
畝部(うねべ) A UNEBE A	豊田市畝部西町薮下80	7	H2～6	4階建	×	3DK	○	21,700~47,500	愛知環状鉄道・三河上郷 2,000m	2,300	自治会
手呂(てろ) A TERO A	豊田市手呂町樋田138-1	1	H20・H22・H24	5～7階建	○	3DK	○	25,200~50,200	名鉄バス・手呂団地口 500m	2,700	3,100
神池(かみいけ) A KAMIIKE A	豊田市神池町二丁目1202-1 他	10	52	5階建	×	3K	×	14,600~28,800	おいでんバス・神池町 100m	3,900	自治会
東山(ひがしやま) A HIGASHIYAMA A	みよし市三好町東山4-43	1	58・59	3・4階建	×	3DK	×	20,200~43,900	名鉄バス・陣取住宅前 300m	4,100	700
中島(なかしま) A NAKASHIMA A	みよし市三好町西中島26	1	61・62	4階建	×	3DK	○	21,700~43,300	名鉄バス・三好 100m	4,100	自治会

地区	東三河地区
Area	HIGASHIMIKAWA

募集区分
普通県営住宅
Standard Prefectural Housing
申込区分
一般向・福祉向
For General / Welfare Households

●お問い合わせ及び受付場所

三河住宅管理事務所 東三河支所

電話(0532)53-5616

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

住宅名	所在地	募集戸数	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低(Ⅰ分位)～最高(Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
植田A UEDA A	豊橋市植田町字鶴首3-108	3	59	4･5階建	×	3DK	×	21,100~42,000	豊鉄・向ヶ丘 200m	※ 3,100	自治会
金田A KANADA A	豊橋市石巻町字野田18	2	H6~20	4~8階建	○	3DK	○	24,100~53,700	豊鉄バス･金田住宅前	1,900	2,300
大清水台A OOSHIMIZUDAI A	豊橋市富士見台一丁目13-1	10	56･57	3･5階建	×	3DK	×	19,700~38,800	豊鉄バス･小学校西 150m	3,000	自治会
東新町A HIGASHISHINMACHI A	豊橋市東新町342-1	2	58	4階建	×	3DK	×	21,800~42,800	豊鉄バス・新町橋 300m	4,400	自治会
往完A OUKAN A	豊橋市往完町字往還西41 他	3	59	5階建	×	3DK	×	21,800~46,700	豊鉄バス・往完町 100m	3,300	自治会
中条B CHUJO B	豊川市金塚町一丁目74	2	52･53	5階建	×	3K	×	15,900~31,700	名鉄電車・稲荷口 400m		自治会
八幡A YAWATA A	豊川市八幡町西六光寺1	2	58･59	3階建	×	3DK	×	20,000~44,200	名鉄電車・国府 1,000m	3,000	800
御油A GOYU A	豊川市御油町東沢1-1 他	6	56･57	5階建	×	3DK	×	17,800~38,300	名鉄電車・御油 50m	3,000	600
千両A CHIGIRI A	豊川市千両町下西の谷2	10	59･60	4階建	×	3DK	×	20,100~40,100	豊鉄バス･豊川体育館前 2,500m	2,600	600
千両B CHIGIRI B	豊川市千両町下西の谷2	7	H10~14	5･6階建	○	3DK	○	26,000~51,800	豊鉄バス･豊川体育館前 2,500m	2,600	2,300
千両D CHIGIRI D	豊川市千両町下西の谷2	3	H4	4階建	×	3DK	○	22,200~43,700	豊鉄バス･豊川体育館前 2,500m	2,600	600
平尾A HIRAO A	豊川市平尾町下藤井18-1	10	H3~5	4階建	×	3DK	○	22,300~44,900	名鉄電車・国府 2,300m	2,800	自治会
西桜木A NISHISAKURAGI A	豊川市西桜木町二丁目43-4	2	H7	4階建	×	3DK	○	25,800~50,600	JR電車・豊川 1,350m	3,300	自治会
鶴ヶ浜A TSURUGAHAMA A	蒲郡市鹿島町東山1-1	4	H2~19	5･8階建	○	3DK	○	21,900~54,400	名鉄バス・鶴ヶ浜 200m	2,900	2,200
形原A KATAHARA A	蒲郡市形原町北浜27-1	5	54	4階建	×	2LDK 3DK	×	18,500~39,600	名鉄バス・前野口 1,200m	3,100	600
春日浦A KASUGAURA A	蒲郡市形原町春日浦5-2	6	H9･16	6階建	○	3DK	○	26,300~53,500	名鉄バス・天神橋 450m	3,000	2,100
春日浦B KASUGAURA B	蒲郡市形原町春日浦5-2	1	H16	6階建	○	2DK	○	21,200~41,600	名鉄バス・天神橋 450m	3,000	2,100
弁天A BENTEN A	新城市字東沖野20-10	9	H6~19	5~8階建	○	3DK	○	24,000~55,400	豊鉄バス・東新町 550m	3,000	2,200
弁天B BENTEN B	新城市字東沖野20-10	8	H12~19	5･6階建	○	2DK	○	21,100~43,300	豊鉄バス・東新町 550m	3,000	2,200
赤石A AKAISHI A	田原市赤石三丁目1	1	H3	6~8階建	○	3DK	○	20,100~39,600	豊鉄電車･三河田原 500m	2,700	自治会

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表

※以下の住宅は先着順に受付をし居住可能な空家が発生した場合に受付順位にしたがって入居をしていただきます。

地区	名古屋地区
Area	NAGOYA

●お問い合わせ及び受付場所
名古屋尾張住宅管理事務所
電話(052)973-1791

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

㊟ 下記住宅では、建物の改善工事を行っており、騒音が発生することがあります。
・包里住宅　・当知住宅　・伝治山住宅　・高針住宅

募集区分：普通県営住宅 Standard Prefectural Housing　申込区分：近居（世帯）向 For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
辻町KC TSUJIMACHI KC	北区辻町 一丁目8 他	55～59	4～10階建	○	3DK	×	25,300～53,900	市バス・辻本通 100m		自治会
中川KC NAKAGAWA KC	中川区中島新町 二丁目801	49･52	8階建	○	3K～3DK	×	14,900～36,700	市バス・中川住宅 100m		自治会
㊟ 包里KC KANOSATO KC	中川区かの里 二丁目701	53･54	8階建	○	3DK	×	17,700～34,700	近鉄電車・戸田 1,500m	※ 5,300	自治会
㊟ 当知KC TOUCHI KC	港区当知三丁目 3801 他	50･51	8階建	○	3K	×	13,600～28,800	市バス･当知住宅すぐ	※ 4,900	1,600
大森向KC OOMORIMUKAI KC	守山区天子田 三丁目601 他	46･47	7･8階建	○	3K	×	14,200～28,500	市バス・天子田 100m		自治会
㊟ 伝治山KC DENJIYAMA KC	緑区鳴海町字 伝治山1-5	49･50	8階建	○	3K	×	14,600～29,200	市バス・伝治山 200m	※ 5,600	自治会
緑黒石A MIDORIKUROISHI A	緑区桃山三丁目 1301 他	53	5階建	×	3DK	×	18,200～40,800	地下鉄・神沢 100m	※ 4,600	700
諏訪山A SUWAYAMA A	緑区青山 二丁目18	56	5階建	×	3DK	×	24,200～47,400	市バス・緑区役所 300m	5,100	自治会
㊟ 高針KC TAKABARI KC	名東区牧の里 三丁目401 他	52･53	7･8階建	○	3DK	×	17,300～35,300	市バス・高針 700m	※ 5,100	2,300

募集区分：普通県営住宅 Standard Prefectural Housing　申込区分：近居（単身者）向 For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
辻町KC TSUJIMACHI KC	北区辻町 一丁目8 他	55～59	4～10階建	○	3DK	×	25,300～53,900	市バス・辻本通 100m		自治会
中川KC NAKAGAWA KC	中川区中島新町 二丁目801	49･52	8階建	○	3K～3DK	×	14,900～36,700	市バス・中川住宅 100m		自治会
㊟ 包里KC KANOSATO KC	中川区かの里 二丁目701	53･54	8階建	○	3DK	×	17,700～36,700	近鉄電車・戸田 1,500m	※ 5,300	自治会
㊟ 当知KC TOUCHI KC	港区当知三丁目 3801 他	50･51	8階建	○	3K	×	13,600～28,800	市バス･当知住宅すぐ	※ 4,900	1,600
鳴浜KC NARUHAMA KC	南区鳴浜町 四丁目1	55	8階建	○	3DK	×	19,800～38,800	市バス･三吉町三丁目 400m		自治会
大森向KC OOMORIMUKAI KC	守山区天子田 三丁目601 他	46･47	7･8階建	○	3K	×	14,200～28,500	市バス・天子田 100m		自治会
㊟ 伝治山KC DENJIYAMA KC	緑区鳴海町字 伝治山1-5	49･50	8階建	○	3K	×	14,600～29,200	市バス・伝治山 200m	※ 5,600	自治会
緑黒石A MIDORIKUROISHI A	緑区桃山三丁目 1301 他	53	5階建	×	3DK	×	18,200～40,800	地下鉄・神沢 100m	※ 4,600	700
諏訪山A SUWAYAMA A	緑区青山 二丁目18	56	5階建	×	3DK	×	24,200～47,400	市バス・緑区役所 300m	5,100	自治会
㊟ 高針KC TAKABARI KC	名東区牧の里 三丁目401 他	52･53	7･8階建	○	3DK	×	17,300～35,300	市バス・高針 700m	※ 5,100	2,300

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
織部 YA ORIBE YA	北区織部町1-9	2-101	53	10~14階建	○	2DK	○	19,600~38,400	市バス・御成通三丁目 100m	※ 7,500	2,300
吉根 YB KIKKO YB	守山区青山台 502	4-105	58	4階建	×	2LDK	○	19,200~37,700	市バス・吉根住宅 100m	4,100	自治会

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
稲葉地第二T INABAJI DAINI T	中村区稲葉地町 一丁目74	63	6階建	○	3LDK	○	62,700	市バス・稲葉地公園 300m	※ 6,300	3,700
大畑 T OOHATA T	中川区大畑町 一丁目3	63	5階建	×	3LDK	○	64,000	市バス・長良中学校 30m	7,000	700
清船南 T KIYOFUNEMINAMI T	中川区清船町 三丁目1-1	H11	7~10階建	○	3DK 3LDK	○	66,500~69,900 73,700	市バス・野立橋 10m	6,400	2,300
港稲永 T MINATOINAEI T	港区稲永 二丁目1	H11	5~6階建	○	3DK 3LDK	○	62,900 66,000	あおなみ線・稲永 600m	3,200	自治会
七条 T SHICHIJO T	南区七条町 一丁目3-2	H3	4階建	×	3LDK	○	59,000	市バス・泉楽通四町目 200m	※ 4,700	自治会
戸部下 T TOBESHITA T	南区戸部下 一丁目9-57	H11	7階建	○	3DK 3LDK	○	76,800 81,200	市バス・豊三 300m	4,500	自治会
忠道公園 T CHUDOKOEN T	南区豊田 五丁目15-41	H12	6階建	○	3DK 3LDK	○	75,700 79,800	名鉄電車・道徳 1,000m	5,800	自治会
喜多山西 T KITAYAMANISHI T	守山区小幡 五丁目12-34	63	4階建	×	3LDK	○	62,900	名鉄電車・喜多山 400m	※ 5,600	自治会

地区	尾張地区
Area	OWARI

●お問い合わせ及び受付場所
名古屋尾張住宅管理事務所
電話(052)973-1791

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
萩山台 B HAGIYAMADAI B	瀬戸市萩山台 七丁目1 他	48	5階建	×	3DK	×	12,000~23,700	名鉄バス・ せと在宅福祉センター前 300m	※ 3,700	自治会
古雅第二B KOGA DAINI B	小牧市古雅 二丁目25	58･60	3･4階建	×	3DK	×	19,900~44,800	名鉄バス・桃花台センター 300m	※ 3,800	自治会
篠岡第二A SHINOOKA DAINI A	小牧市篠岡 一丁目12-2 他	H1･2	4階建	×	3DK	○	22,400~44,600	名鉄バス・桃花台センター 200m	3,400	500
城山第二B SHIROYAMA DAINI B	小牧市城山 二丁目8	H3･4	4階建	×	3DK	○	23,200~46,900	都市間高速バス・桃花台 200m	3,100	600

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表

※以下の住宅は先着順に受付をし居住可能な空家が発生した場合に受付順位にしたがって入居をしていただきます。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
萩山台B HAGIYAMADAI B	瀬戸市萩山台七丁目1 他	48	5階建	×	3DK	×	12,000~23,700	名鉄バス・せと在宅福祉センター前 300m	※3,700	自治会
古雅第二B KOGA DAINI B	小牧市古雅二丁目25	58･60	3･4階建	×	3DK	×	19,900~44,800	名鉄バス･桃花台センター 300m	※3,800	自治会
篠岡第二A SHINOOKA DAINI A	小牧市篠岡一丁目12-2 他	H1･2	4階建	×	3DK	○	22,400~44,600	名鉄バス･桃花台センター 200m	3,400	500
城山第二B SHIROYAMA DAINI B	小牧市城山二丁目8	H3･4	4階建	×	3DK	○	23,200~46,900	都市間高速バス･桃花台 200m	3,100	600
長久手A NAGAKUTE A	長久手市井堀1101	53	5階建	×	2DK	×	17,100~33,500	名鉄バス･長久手住宅すぐ	※3,800	900

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
北外山YB KITATOYAMA YB	小牧市大字北外山2735-2	16-101	H3	4階建	×	3DK	○	23,000~45,100	名鉄電車・間内 400m	2,700	自治会

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
勝川T KACHIGAWA T	春日井市勝川町二丁目13-1	63	5階建	×	3LDK	○	51,500	JR電車・勝川 1,000m	4,100	1,100
鳥居松T TORIIMATSU T	春日井市鳥居松町一丁目296	H9	3階建	○	3DK	○	74,000	名鉄バス･春日井高校前 600m	4,200	3,000
神領T JINRYO T	春日井市神領町北一丁目236	H12･14	4~8階建	○	3LDK	○	67,300~74,300	JR電車・神領 800m	※2,300	2,400
北外山T KITATOYAMA T	小牧市大字北外山2735-2	H11	3階建	×	3DK 3LDK	○	61,800 65,100	名鉄電車・間内 400m	2,700	自治会
城山第三T SHIROYAMA DAISAN T	小牧市城山二丁目7	H7	4階建	×	3LDK	○	65,800	都市間高速バス･桃花台 400m	3,500	600
旭T ASAHI T	尾張旭市平子町西385	H2	3階建	×	3LDK	○	69,000	名鉄電車・旭前 1,000m		800
長久手第二T NAGAKUTE DAINI T	長久手市富士浦401	H1	6階建	○	3LDK	○	62,300	名鉄バス･長久手消防署 200m	3,800	自治会
山野田T YAMANOTA T	長久手市山野田701	H18	6･8階建	○	3LDK	○	75,400	リニモ･長久手古戦場 800m	4,800	自治会
清洲T KIYOSU T	清須市花水木二丁目3-1	63	5階建	×	3LDK	○	57,700 61,700	名鉄電車・新清洲 600m	3,900	自治会

地　区	一　宮　地　区
Area	ICHINOMIYA

●お問い合わせ及び受付場所
名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所
電話(0586)28-5411

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
楽田(がくでん) A GAKUDEN A	犬山市字東北野94-1	52	5階建	×	3K	×	13,000~28,900	名鉄電車・楽田 800m	※ 2,500	自治会
宮後(みやうしろ) A MIYAUSHIRO A	江南市宮後町清水128	57～59	3･4階建	×	3DK	×	20,400~41,400	名鉄電車・江南 1,500m		自治会
松竹(まつたけ) A MATSUTAKE A	江南市松竹町米野18	59･60	4階建	×	3DK	×	20,100~40,100	名鉄電車・江南 1,600m	3,000	700

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
平島(ひらしま) KC HIRASHIMA KC	一宮市平島一丁目16	52	8階建	○	3K	×	14,300~28,600	名鉄バス･平島住宅 250m	※ 4,100	1,800
楽田(がくでん) A GAKUDEN A	犬山市字東北野94-1	52	5階建	×	3K	×	13,000~28,900	名鉄電車・楽田 800m	※ 2,500	自治会
宮後(みやうしろ) A MIYAUSHIRO A	江南市宮後町清水128	57～59	3･4階建	×	3DK	×	20,400~41,400	名鉄電車・江南 1,500m		自治会
松竹(まつたけ) A MATSUTAKE A	江南市松竹町米野18	59･60	4階建	×	3DK	×	20,100~40,100	名鉄電車・江南 1,600m	3,000	700
高御堂(たかみどう) KC TAKAMIDOU KC	稲沢市高御堂十丁目2	49･50	8階建	○	3K	×	13,000~26,400	名鉄電車・国府宮 1,000m		自治会
大口(おおぐち) A OOGUCHI A	大口町垣田8	56～58	3･4階建	×	3DK	×	15,600~31,100	名鉄電車・柏森 1,000m	※ 3,000	900

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
浅野(あさの) YB ASANO YB	一宮市浅野字青石8番地	3-106	56	5階建	×	2LDK	○	15,200~29,800	名鉄バス・馬見塚 100m	4,100	自治会
大口(おおぐち) YB OOGUCHI YB	大口町垣田8	15-106	H2	4階建	×	3DK	○	21,600~42,400	名鉄電車・柏森 1,000m	※ 3,000	900

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表

※以下の住宅は先着順に受付をし居住可能な空家が発生した場合に受付順位にしたがって入居をしていただきます。

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
羽根T HANE T	一宮市千秋町浅野羽根字大善寺1427-2	63	3階建	×	3LDK	○	59,400	名鉄バス・羽根 300m	2,600	自治会
一宮八幡T ICHINOMIYAHACHIMAN T	一宮市八幡五丁目1-87	H9	8階建	○	3LDK	○	70,000	名鉄バス・一宮スイミングスクール前 500m	4,300	自治会
布袋T HOTEI T	江南市五明町石橋133	63	4階建	×	3LDK	○	52,900	名鉄電車・布袋 800m	4,100	自治会

地区	知多地区
Area	CHITA

●お問い合わせ及び受付場所
名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所
電話(0569)23-2716

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低（Ⅰ分位）～最高（Ⅵ分位）	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
長根A NAGANE A	半田市長根町3丁目1	52	5階建	×	3K	×	10,700~21,600	知多乗合バス・一ノ草病院前 150m	※ 3,300	800

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低（Ⅰ分位）～最高（Ⅵ分位）	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
長根A NAGANE A	半田市長根町3丁目1	52	5階建	×	3K	×	10,700~21,600	知多乗合バス・一ノ草病院前 150m	※ 3,300	800
岡田A OKADA A	知多市岡田字宝ノ脇1-1	51	5階建	×	3K	×	13,000~25,500	知多乗合バス・中田すぐ前	3,100	自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低（Ⅰ分位）～最高（Ⅵ分位）	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
岩滑YB YANABE YB	半田市岩滑中町4丁目41-1	4-104	H2	4階建	×	4DK	○	27,200~53,400	名鉄河和線・住吉町 500m	※ 3,700	自治会
大府YB OOBU YB	大府市柊山町5丁目338	8-106	H1	4階建	×	3DK	○	23,500~46,100	JR東海道本線・大府 1,300m	3,700	自治会

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
大府(おおぶ) T OOBU T	大府市柊山町5丁目338	H3	4階建	×	3LDK	○	59,600	JR東海道本線・大府 1,300m	3,700	自治会

地区	西三河地区
Area	NISHIMIKAWA

●お問い合わせ及び受付場所
三河住宅管理事務所
電話(0564)23-1863

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
本宿(もとじゅく) A MOTOJUKU A	岡崎市本宿町字棚田1-6	50	5階建	×	3K	×	9,400～18,900	名鉄電車・本宿 1,000m		自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
本宿(もとじゅく) A MOTOJUKU A	岡崎市本宿町字棚田1-6	50	5階建	×	3K	×	9,400～18,900	名鉄電車・本宿 1,000m		自治会
新渡場(しんとば) A SHINTOBA A	西尾市新渡場町中切20-11	57	5階建	×	3DK	×	17,100～33,600	名鉄電車・米津 600m		自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
六栗(むつくり) YB MUTSUKURI YB	額田郡幸田町大字六栗字八幡2-2	2-101	H3	3階建	×	3DK	○	22,200～43,700	JR電車・幸田 1,000m	1,700	自治会
開正(かいしょう) YA KAISHOU YA	西尾市一色町開正末宝15	1-109	H16	6階建	○	2DK	○	20,200～39,800	名鉄バス・満国寺前 600m	※ 2,600	2,300

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表

※以下の住宅は先着順に受付をし居住可能な空家が発生した場合に受付順位にしたがって入居をしていただきます。

地区	知立地区
Area	CHIRYU

●お問い合わせ及び受付場所
三河住宅管理事務所 知立支所
電話(0566)84-5677

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
秋葉A AKIBA A	安城市安城町 秋葉西3-5	58･59	3･4階建	×	3DK	×	20,400～44,300	名鉄電車・南安城 1,500m	3,400	自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
秋葉YB AKIBA YB	安城市安城町 栗ノ木4-1	11-103	H9	4階建	×	2LDK	○	26,600～52,300	名鉄電車・南安城 1,500m	3,400	自治会

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
原崎第二T HARASAKI DAINI T	刈谷市原崎町 2丁目408-2	H12	6階建	○	3DK	○	77,300	JR東海道本線･刈谷 1,600m	4,700	自治会
半城土T HAJODO T	刈谷市半城土西町 1丁目11-2	H13	7階建	○	3LDK	○	75,000	JR東海道本線･刈谷 2,000m	3,300	自治会
古井T FURUI T	安城市古井町 一本木1-1	H7･9	6･7階建	○	3LDK	○	68,500 70,000	名鉄電車･碧海古井 400m	3,400	自治会
美園T MISONO T	安城市美園町 時ヶ堀1-1	H11･12	5階建	○	3DK 3LDK	○	68,700･69,700 91,100･91,200	JR東海道線･東刈谷 150m	4,200	3,800

地　区	豊田加茂地区
Area	TOYOTAKAMO

●お問い合わせ及び受付場所
三河住宅管理事務所 豊田加茂支所
電話(0565)34-2001

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
神池A KAMIIKE A	豊田市神池町二丁目1202-1 他	52	5階建	×	3K	×	14,600~28,800	おいでんバス・神池町 100m	3,900	自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
神池A KAMIIKE A	豊田市神池町二丁目1202-1 他	52	5階建	×	3K	×	14,600~28,800	おいでんバス・神池町 100m	3,900	自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	身体障害者世帯向	For Households with Persons with Physical Disabilities

○詳しくは案内書13ページ参照。単身者の方は申込みできません。

住宅名	所在地	棟号	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
竹生YA TAKEO YA	豊田市久保町一丁目5-1	1-101	H7	6階建	○	3DK	○	25,300~49,800	名鉄バス・久保町 400m	3,800	自治会
宮上北YB MIYAGAMIKITA YB	豊田市宮上町五丁目2	4-101	59	4階建	×	2LDK	○	19,800~38,800	名鉄バス・宮上町 200m	3,800	自治会
宮口上YA MIYAGUCHIKAMI YA	豊田市朝日町一丁目4	13-110	H17	4階建	○	3DK	○	28,300~55,500	おいでんバス・朝日町四丁目 500m	※ 5,100	2,700
美和YA MIWA YA	豊田市美和町三丁目25	3-108	H14	6階建	○	3DK	○	27,100~53,200	名鉄バス・香良須口 300m	3,900	1,800
外根YA SOTONE YA	若林東町中外根65	12-108	H16	8階建	○	3DK	○	27,200~53,500	名鉄三河線・若林 700m	3,800	自治会
福谷YA UKIGAI YA	みよし市福谷町阿弥陀堂7	2-101	H17	6階建	○	2DK	○	22,500~44,200	名鉄豊田線・三好ヶ丘 1,400m	4,100	2,300

募集区分		申込区分	
特別県営住宅	Special Prefectural Housing	特別県営一般向	Special Prefectural Housing For General Households

○特別県営住宅にも収入基準があります。詳しくは18ページをご確認ください。

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
畝部T UNEBE T	豊田市畝部西町薮下80	H7	4階建	×	3LDK	○	63,000	愛知環状鉄道・三河上郷 2,000m	2,300	自治会
中島T NAKASHIMA T	みよし市三好町西中島26	H11・18	6・8階建	○	3LDK	○	78,800 81,400	名鉄バス・三好 100m	4,100	自治会

※中東情勢の緊迫化に伴い、住宅設備の入荷・設置に遅れが発生している影響を受け、入居予定日が遅れる場合があります。

募集住宅一覧表

※以下の住宅は先着順に受付をし居住可能な空家が発生した場合に受付順位にしたがって入居をしていただきます。

地区	東三河地区
Area	HIGASHIMIKAWA

●お問い合わせ及び受付場所
三河住宅管理事務所 東三河支所
電話(0532)53-5616

○契約時の家賃や附帯設備使用料は変更になる場合があります。

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	一般(世帯・単身者)向	For General Applicants (Households / Single Applicants)

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
田口(たぐち) A TAGUCHI A	北設楽郡設楽町田口字杉平向1-1	H24	木造平屋建	×	3DK	○	21,700~42,800	豊鉄バス・田口 1,300m		自治会

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（世帯）向	For Households Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
植田(うえだ) A UEDA A	豊橋市植田町字鶴首3-108	59	4･5階建	×	3DK	×	21,100~42,000	豊鉄・向ヶ丘 200m	※ 3,100	自治会
御油(ごゆ) A GOYU A	豊川市御油町東沢1-1 他	56･57	5階建	×	3DK	×	17,800~38,300	名鉄電車・御油 50m	3,000	600
千両(ちぎり) A CHIGIRI A	豊川市千両町下西の谷2	59･60	4階建	×	3DK	×	20,100~40,100	豊鉄バス･豊川体育館前 2,500m	2,600	600
弁天(べんてん) B BENTEN B	新城市字東沖野20-10	H12～19	5･6階建	○	2DK	○	21,100~43,300	豊鉄バス・東新町 550m	3,000	2,200

募集区分		申込区分	
普通県営住宅	Standard Prefectural Housing	近居（単身者）向	For Single Applicants Living Near Relatives

住宅名	所在地	入居開始年	階数	エレベーター設置	間取り	浴槽等設置	家賃(円／月) 最低 ～ 最高 (Ⅰ分位) (Ⅵ分位)	最寄りの交通機関	駐車場使用料(円／月)	附帯設備使用料(円／月)
植田(うえだ) A UEDA A	豊橋市植田町字鶴首3-108	59	4･5階建	×	3DK	×	21,100~42,000	豊鉄・向ヶ丘 200m	※ 3,100	自治会
中条(ちゅうじょう) B CHUJO B	豊川市金塚町一丁目74	52･53	5階建	×	3K	×	15,900~31,700	名鉄電車・稲荷口 400m		自治会
弁天(べんてん) B BENTEN B	新城市字東沖野20-10	H12～19	5･6階建	○	2DK	○	21,100~43,300	豊鉄バス・東新町 550m	3,000	2,200

定期募集追加受付について

前頁までに記載されている募集住宅以外にも、2026年度第2回定期募集において、募集戸数に満たなかった住宅は募集戸数に達するまで下記のとおり先着順で追加受付を行っています。
この案内書に記載されていない住宅のお申込みをご希望の方はご検討ください。

■受付期間

2026年10月９日(金) 午前９時～ 2027年２月26日(金)

■申込方法

募集住宅を管轄している住宅管理事務所及び支所に直接お越しください。
入居資格の有無を審査し順番に受付けます。

■提出書類

20～22ページに記載の申込みに必要な書類を持参ください。

■受付場所

募集住宅を管轄している住宅管理事務所及び支所
詳しくは57・58ページで確認ください。

■募集住宅

詳しくは愛知県住宅供給公社ホームページをご覧ください。
https://www.aichi-kousha.or.jp/prefectural/additional/
追加募集の住宅については、ホームページにて受付状況等の情報更新を行います(2026年11月6日(金)及び2027年1月13日(水)に更新予定)。その際に、2026年度第2回定期募集で募集をした住宅で、入居資格審査後に失格及び辞退となった住宅が発生した場合は、募集住戸を追加することもあります。
詳しくは57・58ページに記載している管轄の住宅管理事務所及び支所等に直接お問合わせください。
なお、更新日に新しく公開された住宅の申込受付開始日は2026年11月13日(金)及び2027年1月20日(水)になります。申込みされる場合は、受付初日は混雑が予想されますので、追加受付場所に午前９時から９時10分までに来られた方々で申込順位を決める抽選を行います。その抽選順位により順番に受付けます。

■更新した住宅の受付開始日

更新した住宅の受付開始日　2026年11月13日(金)及び2027年1月20日(水) 午前９時～

※情報更新予定日は2026年11月6日(金)及び2027年1月13日(水)に更新予定。
なお、更新した住宅の受付期間も2027年2月26日(金)までとなります。

※募集住宅によっては特定の資格が必要な場合がありますのでご注意ください。

県営住宅の浴槽設備について

募集住宅一覧表の浴槽等設置の欄に〇がついている住宅には県の設備として下の写真のようなタイプの浴槽、風呂釜が設置してあります。

浴槽等設置の欄が×の場合は、浴室はありますが、県の設備として浴槽、風呂釜が設置されていませんので、入居者の方の費用負担による設置が必要な場合があります。

なお、浴槽・風呂釜設備のある住宅は一部を除き入居開始年が昭和61年以降の住宅に限ります。また、住宅により設備等には違いがありますのでご了承ください。

バランス釜タイプ（例）



給湯器型タイプ（例）



※県が設置している浴槽・風呂釜であっても新品ではありません。

下記様式は、県営住宅をお申し込みする際に必要な場合や、申込みを辞退される場合に切り取ってお使いください。

（※様式1～3は申込書の裏面にあります。）

キリトリ線

離婚調停中にお申し込みの方

様式４

誓　約　書

私は、このたび離婚調停中に申込みをするにあたり、万一、離婚不成立となった場合、申込み家族に変更が生じるため、申込みを辞退します。

また、入居後に離婚不成立となった場合は、その住宅を明け渡し、かつ原状回復に必要な費用をすべて負担します。

以上、誓約します。

年　　月　　日

愛　知　県　知　事　殿
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名

持家売却や競売等により申込される方

様式５

誓　約　書

私は、このたび持家の競売中又は売却に向けた媒介契約中に申込みするにあたり、万一、住宅の売買契約等が成立しなかった場合は住宅に困窮している状況が明らかでないことから、申込みを辞退します。

また、入居後に売買契約等が不成立となった場合は、その住宅を明け渡し、かつ原状回復に必要な費用を全て負担します。

以上、誓約します。

年　　月　　日

愛　知　県　知　事　殿
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名

辞 退 届

様式６

辞　退　届

愛　知　県　知　事　殿
愛知県住宅供給公社理事長様

年　　月　　日

住所

氏名（申込者名）

このたび、県営住宅入居申込みましたが、
下記の理由により辞退します。

記

1　住　宅　名

県　営　　住　宅

2　辞退理由

ファミリーシップ宣誓制度等の利用による誓約書

様式７

誓　約　書

1．私は、このたびファミリーシップ宣誓制度等の利用により申込みをするにあたり、万一、ファミリーシップ（パートナーシップ）を解消した場合は、申込み家族に変更が生じていることから、申込みを辞退します。

2．私は、ファミリーシップ（パートナーシップ）に関する個人情報について、ファミリーシップ（パートナーシップ）が解消されていないことを確認する目的等で、愛知県又は愛知県内市町村のファミリーシップ（パートナーシップ）を所管する部署へ情報提供することに同意します。

3．私は、ファミリーシップ（パートナーシップ）を解消する場合は、愛知県又は愛知県内市町村のファミリーシップ（パートナーシップ）を所管する部署へ、解消する旨を届出た上で、愛知県住宅供給公社へもその旨を報告します。

以上、誓約します。

年　　月　　日

愛　知　県　知　事　殿
愛知県住宅供給公社理事長様

申込者氏名

案内書配布場所

案内書の内容に関するお問い合わせについては57･58ページの各住宅管理事務所又は支所等にお願いします。

《案内書配布時間》 午前9時～午後5時15分（土曜日･日曜日･祝日は配布していません。）

愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所・支所（駐在）（57･58ページ参照）

⚠市区町村役場の窓口等では、詳しい内容はお答えしていません。配布のみ行っています。

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎2階）
県内市町村役場（名古屋市内は各区役所等）
県税事務所（名古屋東部、名古屋北部、名古屋西部、名古屋南部、東尾張、西尾張）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
愛知県県民相談･情報センター※	名古屋市中区三の丸2-3-2 （県自治センター　1階）	☎〈052〉962-5100
海部県民事務所　広報コーナー	津島市西柳原町1-14 （県海部総合庁舎　1階）	☎〈0567〉24-2111
知多県民事務所　広報コーナー	半田市出口町1-36 （県知多総合庁舎　1階）	☎〈0569〉21-8111
西三河県民事務所　広報コーナー	岡崎市明大寺本町1-4 （県西三河総合庁舎　1階）	☎〈0564〉27-0800
東三河総局　広報コーナー	豊橋市八町通5-4 （県東三河総合庁舎　1階）	☎〈0532〉52-7337
新城設楽振興事務所　広報コーナー	新城市字石名号20-1 （県新城設楽総合庁舎　1階）	☎〈0536〉23-8700

※愛知県県民相談・情報センターは、土曜日・日曜日の午前9時～午後4時30分も配布しています。

⚠住まいの窓口では案内書の配布のみ行っています。相談、申込みは各住宅管理事務所又は支所等にお願いします。

名　　称	住まいの窓口
所　在　地	名古屋市東区東桜一丁目11番1号オアシス21 バスターミナル内　☎〈052〉950-5231
業務時間（原則）	午前10時～午後7時
定　休　日	毎週木曜日･毎月第2、第4水曜日

外国人サポートデスクについて(About Foreigners Support Desk)

■電話によるご案内

平日の下記時間において、外国人サポートデスクによる外国語(7か国対応)での電話相談を行っています。



☎ (052) 684-5007 (7か国語共通 - 7 Languages)
(9:00 ~ 12:00 - 13:00 ~ 17:00)

●ポルトガル語・スペイン語・英語・ネパール語による相談（月～金）※祝日を除く。

Português - Seg ~ Sex (Exceto feriados)
A Corporação de Fornecimento Habitacional da Província de Aichi possui um atendimento por telefone em português, conforme os dias e horários indicados acima.
Español - Lun ~ Vie (Excepto festivos)
La Corporación de Suministro de Viviendas de la Prefectura de Aichi cuenta con uno soporte telefónico en español, según los días y horarios indicados arriba.
English - Mon ~ Fri (Except holidays)
The Aichi Prefectural Housing Supply Corporation has telephone guidance in English on the days and hours listed above.
नेपाली भाषा - सोमबार ~ शुक्रबार (सार्वजनिक बिदा बाहेक)
आईचीकेन आवास आपूर्ति कम्पनिमा माथि उल्लेखित दिन र समयमा नेपाली भाषामा टेलिफोन मार्फत निर्देशन सेवाहरू प्रदान गरिनेछ।

●タガログ語による相談（月～木）※祝日を除く。

Tagalog - Lun ~ Huw (Except holidays)
Sa Aichi Prefectural Housing Supply Corporation ay mayroong telephone guidance sa tagalog sa mga araw na nakasaad sa itaas.

●ベトナム語による相談（月～金）※祝日を除く。(木のみ13:30 ~ 17:00)

Tiếng Việt - Thứ hai ～ Thứ sáu (Ngoại trừ ngày lễ) 〈Thứ năm 13:30 ～ 17:00〉
Cơ quan cung cấp nhà ở tỉnh Aichi có tư vấn qua điện thoại bằng tiếng Việt vào những ngày trên.

●中国語による相談（火・木）※祝日を除く。（中国語のみ13:00 ~ 17:00）

中 文 - **周二・周四**（节假日除外） 13：00 ～ 17：00
爱知县住宅供给公社将在以上日期和时间内受理中文的电话咨询。

※57･58ページに記載の各住宅管理事務所・支所（駐在）でも上記時間帯に各言語によるパソコンでのリモート相談を実施しています。

お問い合わせ及び受付場所・案内図

受付場所は住宅の所在地区によって異なりますので、募集住宅一覧表により受付場所をご確認のうえお間違いのないようにお申込みください。
お問い合わせの際は、電話番号を確認のうえおかけください。
募集内容につきましては、各住宅管理事務所又は支所等へお問い合わせください。

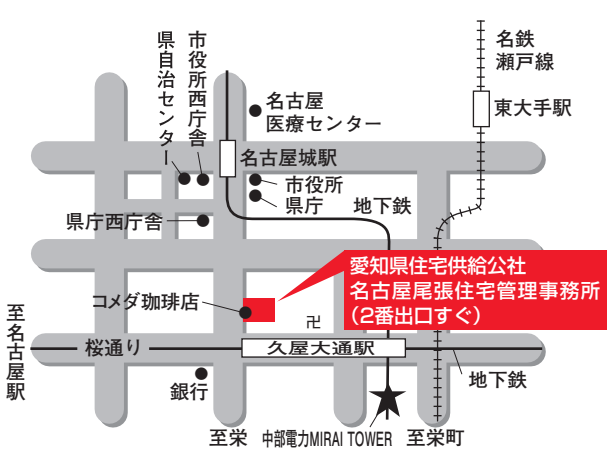
※公共交通機関をご利用になり、自動車での来所はご遠慮ください。

●名古屋・尾張地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所(県住宅供給公社5階)

〒460-8566　名古屋市中区丸の内3－19－30
(なごやし なかく まるのうち3－19－30)

☎〈052〉973－1791(ダイヤルイン)



(地下鉄久屋大通駅下車徒歩約1分)

●一宮地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所(県一宮建設事務所1階)

〒491-0053　一宮市今伊勢町本神戸字立切1－4
(いちのみやし いまいせちょう ほんかんべ あざたてきり1－4)

☎〈0586〉28－5411(直通)



(名鉄今伊勢駅下車徒歩約10分)

●知多地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所(セントラルビル5階)

〒475-0925　半田市宮本町3－217－21
(はんだし みやもとちょう3－217－21)

☎〈0569〉23－2716(直通)



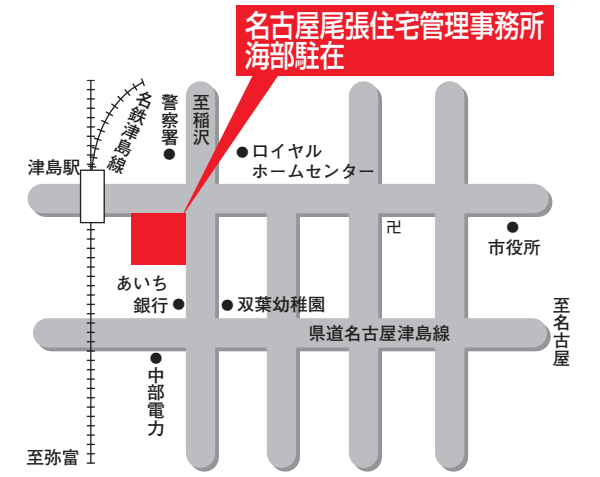
(名鉄青山駅下車徒歩約8分)

●海部地区の県営住宅

名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在(県海部総合庁舎5階)

〒496-8531　津島市西柳原町1－14
(つしまし にしやなぎはらちょう1－14)

☎〈0567〉24－7330(直通)



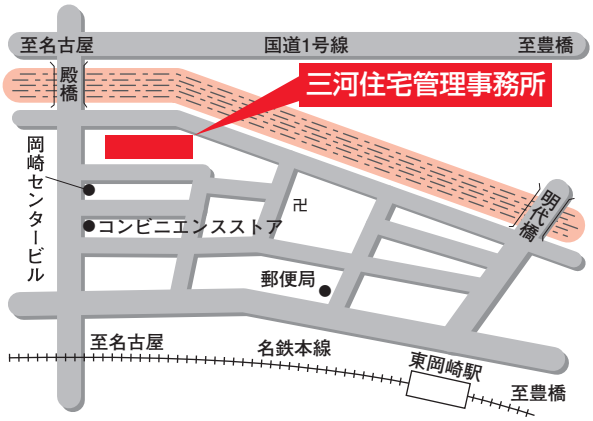
(名鉄津島駅下車徒歩約5分)

●西三河地区の県営住宅

三河住宅管理事務所(県西三河総合庁舎5階)

〒444-8551　岡崎市明大寺本町1－4
(おかざきし みょうだいじ ほんまち1－4)

☎〈0564〉23－1863(直通)



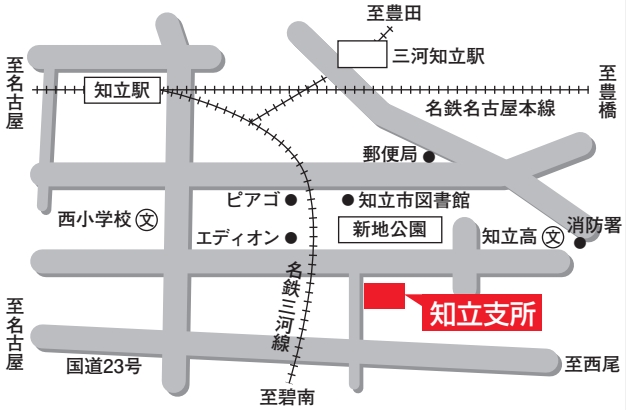
(名鉄東岡崎駅下車徒歩約5分)

●知立地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 知立支所(県知立建設事務所南館1階)

〒472-0026　知立市上重原町蔵福寺124
(ちりゅうし かみしげはらちょう ぞうふくじ124)

☎〈0566〉84－5677(直通)



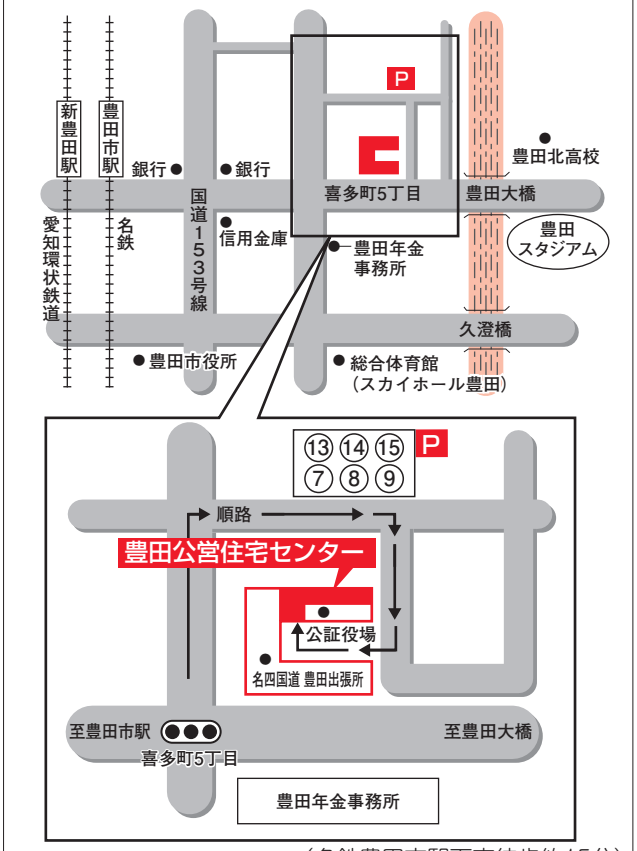
(名鉄知立駅下車徒歩約15分)

●豊田加茂地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 豊田加茂支所(豊田公証役場横「豊田公営住宅センター」内)

〒471-0027　豊田市喜多町6－3－4
(とよたし きたまち6－3－4)

☎〈0565〉34－2001(直通)



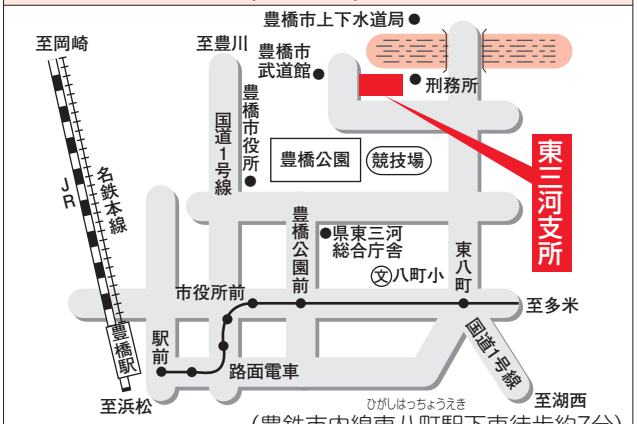
(名鉄豊田市駅下車徒歩約15分)

●東三河地区の県営住宅

三河住宅管理事務所 東三河支所(県東三河建設事務所1階)

〒440-0801　豊橋市今橋町6
(とよはしし いまはしちょう6)

☎〈0532〉53－5616(直通)



(豊鉄市内線東八町駅下車徒歩約7分)

《受付及び案内書配布時間》

午前9時～午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝日は受付及び配布していません。)

県営住宅入居者募集案内

1	**定期募集【抽選】**（単身者を含む） (1)案内書配布時期…4月・8月・12月(各月中旬頃) (2)申込方法…郵送 (3)次回の募集のお知らせ(予定) 案内書配布期間…2026年12月2日(水)～2027年1月15日(金) 受付期間……2027年 1月6日(水)～2027年1月15日(金) 抽選日……2027年 2月3日(水) 入居日(予定)……2027年4月以降
2	**常時募集【先着順】** (一般向・福祉向・近居向・身体障害者世帯向) (1)案内書配布開始時期…2月・6月・10月(各月中旬頃) (2)申込受付期間…3月～6月・7月～10月・11月～2月 (3)申込方法…管轄する住宅管理事務所又は支所窓口へ直接持参
3	**新設住宅募集【抽選】** (1)案内書配布時期…募集のつど発表 (2)申込方法…郵送



「犬・猫」は持ち込まないでください。
県営住宅では、**犬・猫などペット類を飼育できません。**
(盲導犬等は除きます。)

愛知県住宅供給公社
ホームページアドレス　https://www.aichi-kousha.or.jp/

◆県営住宅テレホンサービス◆
(自動音声案内)
☎(052)971-4118（ヨイイエ）